

お受取書類のご案内

契約者にお届けする書類の一例をご案内します。

各書類とも内容をご確認のうえ「契約締結前交付書面<契約概要／注意喚起情報> 兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」とともに大切に保管してください。

申込時	●意向確認書(お客さま控) ●契約申込書(お客さま控)	募集代理店より交付
契約後	●保険証券 ●契約締結時交付書面 ●仮ユーザーID・仮パスワード通知書: 契約内容の照会等ができる、インターネット・サービス「マイページ」をご利用いただく際の初期登録に必要な情報が記載されています。	
契約または増額した年	●生命保険料控除証明書: 1月～9月契約または増額→10月末に発送します。 10月～12月契約または増額→契約日または増額日の翌月末に発送します。	
運用期間中	●ご契約状況のお知らせ:年4回(1月末、4月末、7月末、10月末頃)発送します。 ●特別勘定の運用報告書:年4回(1月末、4月末、7月末、10月末頃)発送します。	
年金支払開始日前	●年金お支払手続きのご案内:年金支払開始日の約1か月前に発送します。	
年金支払時	●年金お支払いのご案内 ●年金証書:年金受取人に郵送します。	

クレディ・アグリコル生命
より郵送

※上記に記載されている内容は、2020年3月末現在のものです。送付内容、時期等が予告なく変更となる場合もありますのでご了承ください。



ご契約の際には、この「契約締結前交付書面<契約概要／注意喚起情報> 兼 商品パンフレット」のほか、「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧いただき、大切に保管してください。

「契約締結前交付書面<契約概要／注意喚起情報>」「ご契約のしおり・約款」はご契約についての重要事項・必要な保険の知識等について、「特別勘定のしおり」は特別勘定の運用方針・投資対象等についてご説明しています。

「ご契約のしおり・約款」記載事項の例

- クーリング・オフ(お申し込みの撤回またはご契約の解除)制度について
- 責任開始期について
- 死亡保険金等をお支払いできない場合について
- 積立金について
- 諸費用について
- 解約について

募集代理店からのご説明事項

- この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- この保険は、クレディ・アグリコル生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 募集代理店は、この保険の引受保険会社であるクレディ・アグリコル生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さまへの募集について規制があります。募集代理店では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先等についてあらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

◎商品に関するご相談・お問い合わせ、クレディ・アグリコル生命所定の主な諸利率等のご照会等は、下記のクレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンターまたはWebサイトまで



カスタマーサービスセンター ☎ **0120-60-1221** 受付時間: 月～金曜日 9:00～17:00 (祝休日・年末年始の休日を除く)
Webサイト <https://www.ca-life.jp/>

くわしくは変額保険の販売資格を持つ担当者(生命保険募集人)にご相談ください。

【募集代理店】

株式会社静岡銀行

〒424-8677 静岡県静岡市清水区草薙北2番1号
TEL (054) 345-5411(代) Webサイト <https://www.shizuokabank.co.jp/>

【引受保険会社】

クレディ・アグリコル生命保険株式会社

〒105-0021 東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル
カスタマーサービスセンター ☎ 0120-60-1221
Webサイト <https://www.ca-life.jp/>

積立力V

基本保険金額の規則的増額特約付年金原資確定部分付変額個人年金保険(通貨指定型)



契約締結前交付書面<契約概要／注意喚起情報>兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面<契約概要／注意喚起情報>」は、ご契約のお申し込みの際に重要な事項を<契約概要>と<注意喚起情報>に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

この保険はクレディ・アグリコル生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。特別勘定の運用実績や解約時の市場金利、為替相場の変動等によっては、損失が生じるおそれがあります。

【引受保険会社】



積立力V

基本保険金額の規則的増額特約付年金原資確定部分付変額個人年金保険(通貨指定型)

時間と資産を分散して
資産形成ができます。

年金原資の
最低保証があります。^{*1}

50万円^{*2}から
運用ができます。

^{*1} 運用期間満了時には、指定通貨建てで基本保険金額の100%を最低保証します。

^{*2} 1回あたりのお払い込み金額です(お払い込み回数は5回または10回)。

「まもる安心」と「ふえる期待」がもてる 積立タイプの外貨建て変額個人年金保険です。

ご契約時

2つの通貨からご選択

- ・運用通貨(指定通貨)は 豪ドルまたは 米ドルからご選択いただけます。
- ・保険料は円でお支払いいただけます。
※2回目以降保険料の払込通貨・金額は変更できません。

ご契約時/増額時(年1回)

運用期間に応じた積立投資

- ・1回あたりの保険料は50万円からのお取り扱いです。
- ・運用期間15年の払込回数は5回、運用期間20年の払込回数は10回の積立投資を行います(基本保険金額の規則的増額)。
- ・2回目以降保険料は口座振替扱いとなります。

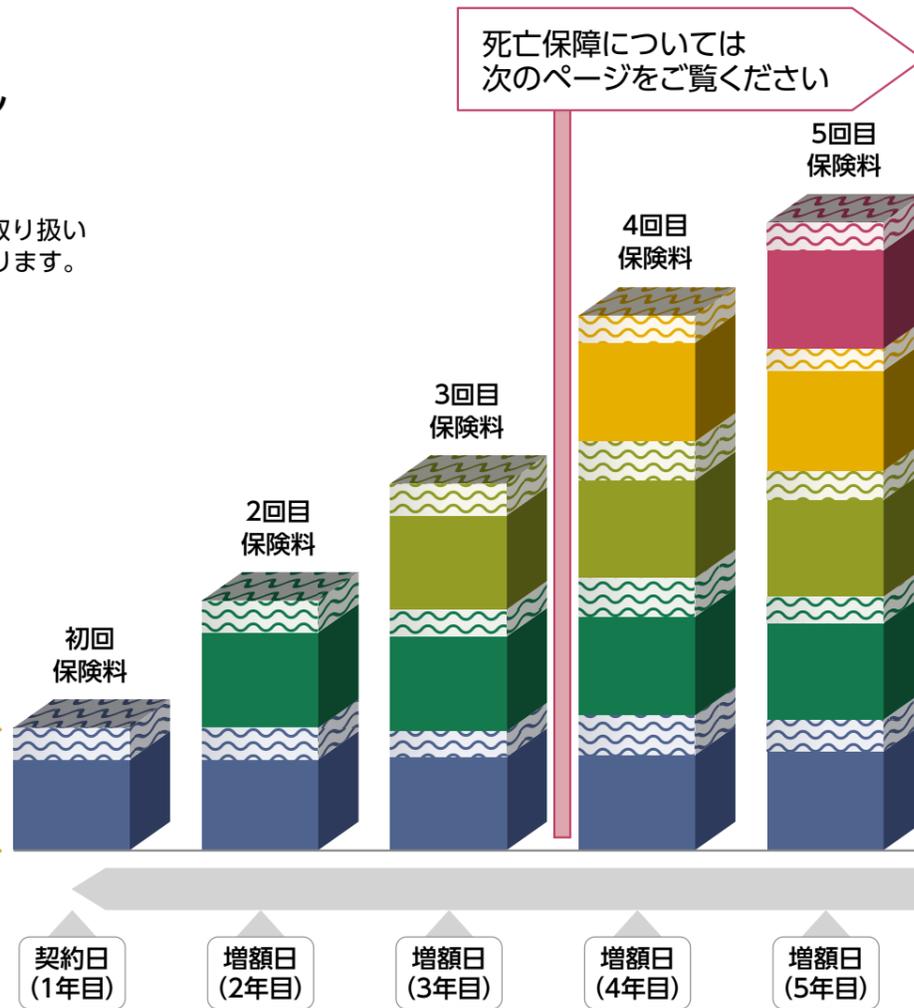


＜ご契約例＞
指定通貨:豪ドル
運用期間:15年

※ご契約時の金利情勢などによってはお取り扱いできない通貨、運用期間がある場合があります。



※この保険には保険料円入金特則が付加されますので、保険料は円でお支払いいただけます。2回目以降保険料は、増額日の為替レートで換算されるため、増額される指定通貨建ての基本保険金額は一定額とはなりません。



用語	説明
責任開始日	初回保険料および2回目以降保険料受領日
契約日	責任開始日の翌月1日を契約日とします。
増額日	基本保険金額を増額する日のことをいい、年単位の契約応当日とします。

運用期間中

定額部分と変額部分に分けて運用

- ・定額部分は設定された積立利率*で運用します。
- ・変額部分は特別勘定で運用し、**上乗せの成果**を目指します。

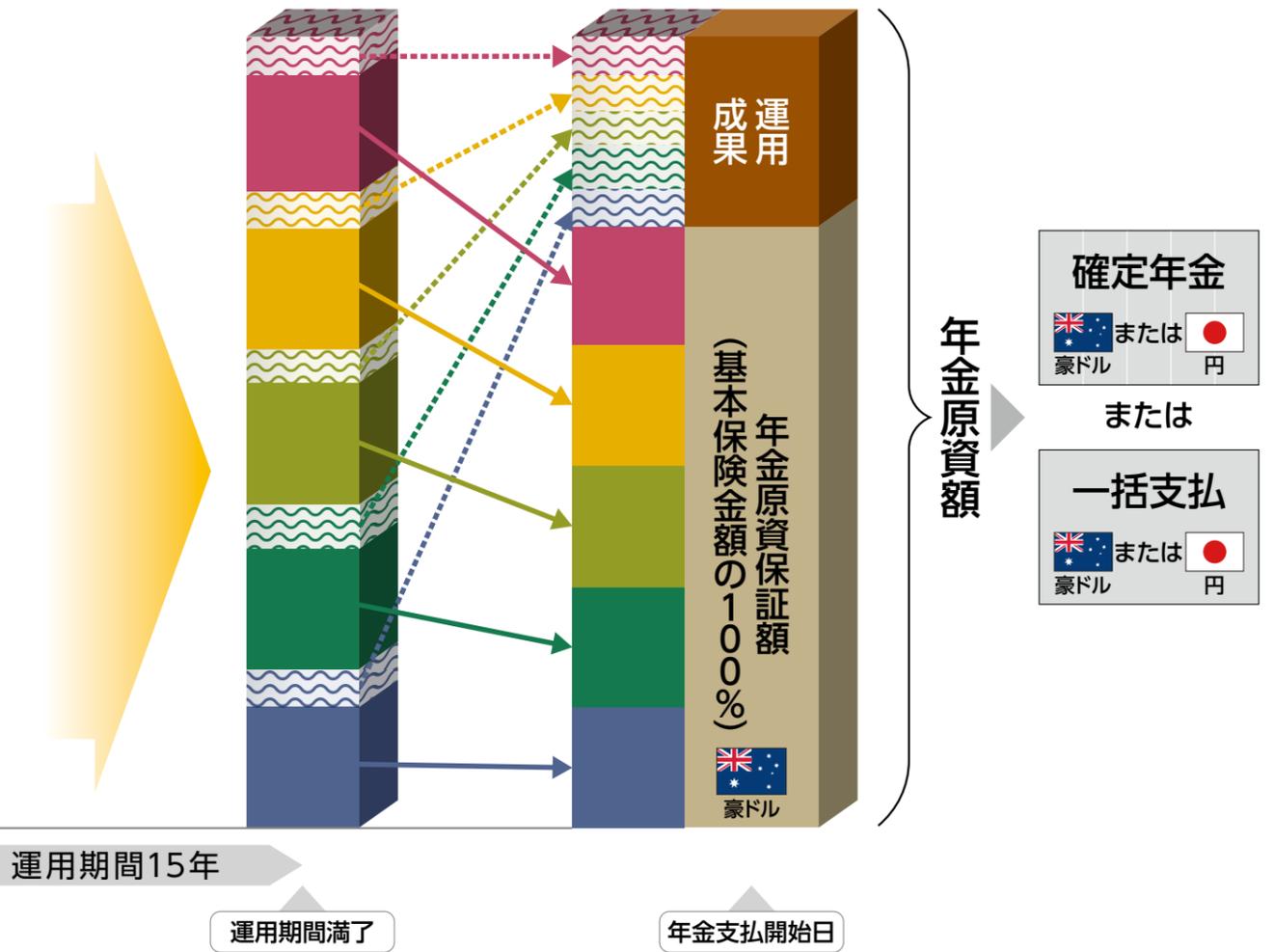
各部分の繰り入れ割合についてはP13ご参照

運用期間満了時

基本保険金額の100%を最低保証

- ・年金原資は**定額部分だけで基本保険金額(指定通貨建て)の100%を保証**し、年金原資額をもとに、年金または一括でお支払いします。

*積立利率とは定額部分の積立金に適用される利率のことで、指定通貨および払込保険料ごとの運用期間に応じてフレディ・アグリコル生命が定める基準指標金利に基づき月1回(1日)設定されます。



⚠ この保険のリスクと費用について
この保険は、外貨建てで運用するため為替相場の変動による影響を受けます。また、特別勘定の運用実績や解約時の市場金利によっては、解約払戻金額等が払込保険料累計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。また、お客さまにご負担いただく費用があります。くわしくは、P33をご覧ください。

※この冊子では、わかりやすさの観点から一部、約款上の用語・記載内容を下記のとおり表記する場合があります。

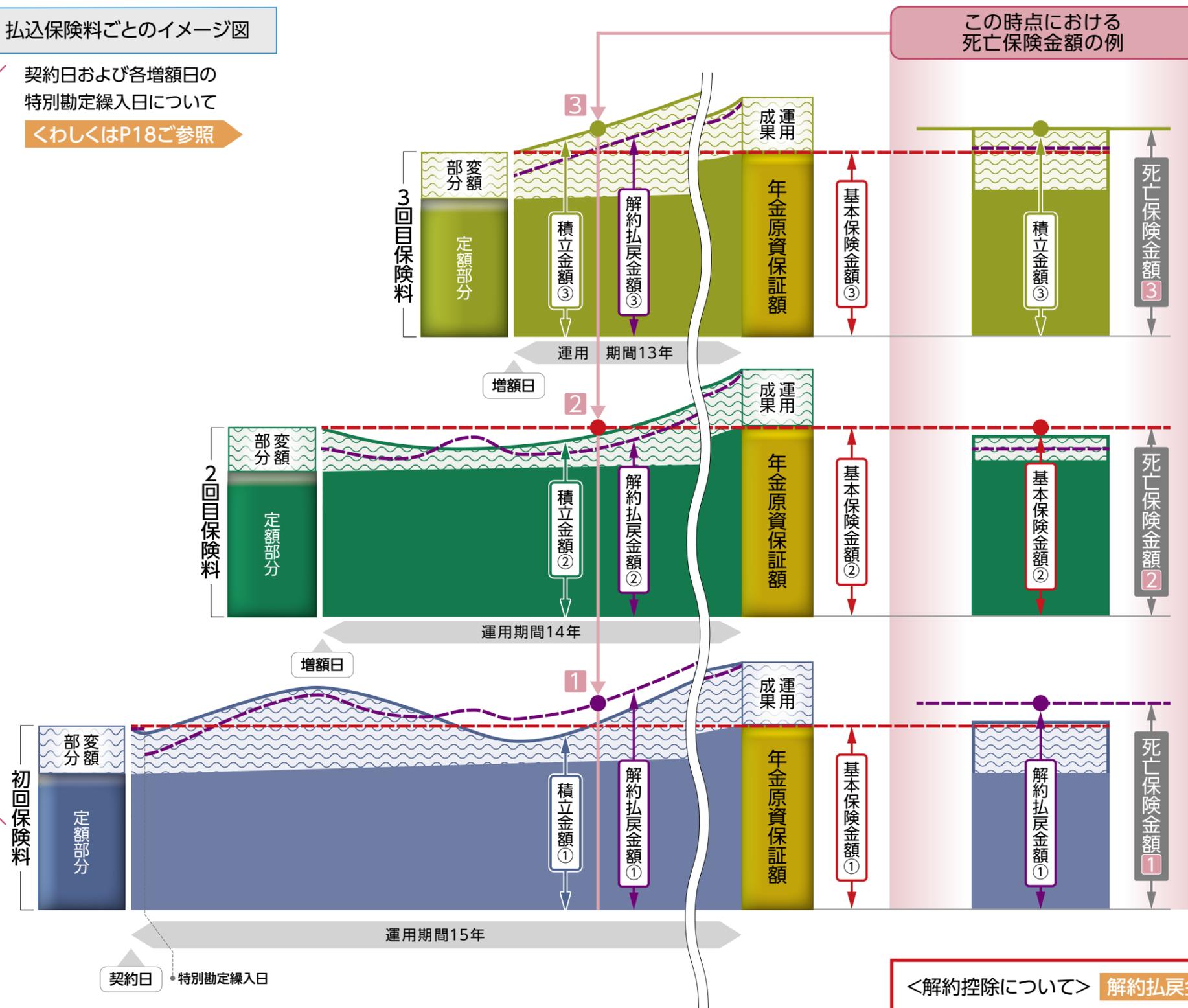
約款上の用語・記載内容	商品パンフレットの表記	契約締結前交付書面 ＜契約概要/注意喚起情報＞の表記
運用実績連動部分		変額部分
一時払保険料	初回保険料	一時払保険料
定期払込保険料	2回目以降保険料	定期払込保険料

死亡保険金額は、払込保険料ごとに基本保険金額(指定通貨建て)の100%が最低保証されます。

払込保険料ごとのイメージ図

契約日および各増額日の特別勘定繰入日について

くわしくはP18ご参照



死亡保障について

払込保険料ごとに被保険者がお亡くなりになった日における次のいずれか大きい額を判定し、それらの合計額を死亡保険金受取人にお支払いします。

- (1) 基本保険金額(払込保険料ごとに定まるそれぞれの部分)
- (2) 積立金額
- (3) 解約払戻金額

死亡保険金額 **3** 豪ドル は
積立金額③ となります。

死亡保険金額 **2** 豪ドル は
基本保険金額② となります。

死亡保険金額 **1** 豪ドル は
解約払戻金額① となります。

このケースでは、死亡保険金額 **1+2+3** がお支払いする死亡保険金額となります。

※将来の死亡保険金額、積立金額および解約払戻金額を保証するものではありません。

※このページでは、払込保険料ごとの基本保険金額、積立金額、解約払戻金額を①②③と表記しています。

※このケースでは、積立金額は **積立金額①+②+③**、解約払戻金額は **解約払戻金額①+②+③** となります。

<解約控除について> 解約払戻金についてはP29ご参照

解約日が契約日および各増額日から10年未満の場合、解約控除がかかります。なお、払込保険料ごとに経過年数は異なります。

$$\text{払込保険料ごとの解約控除の額} = \text{基本保険金額(払込保険料ごとに定まる部分)} \times \text{解約控除率}$$

契約日および増額日からの経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満
解約控除率	8.0%	7.2%	6.4%	5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%

時間分散と資産分散の効果

- お払い込み金額は円貨で確定しているため、資金計画が立てやすく、各回の払込保険料はドル・コスト平均法※の初回保険料は、クレディ・アグリコル生命が受領した日、2回目以降保険料は毎年の契約応当日(増額日)のクレディ・アグリコル生命所定の為
- 幅広い資産に分散投資することで、安定した収益獲得が期待できます。

法の効果が期待できます。
替レートを適用して、指定通貨建ての保険料に換算します。

時間分散の効果

<ドル・コスト平均法について>

価格が日々変わる金融商品を一度に購入するのではなく、一定額ずつ分けて定期的に継続して購入することで、平均買付単価を抑える方法です。

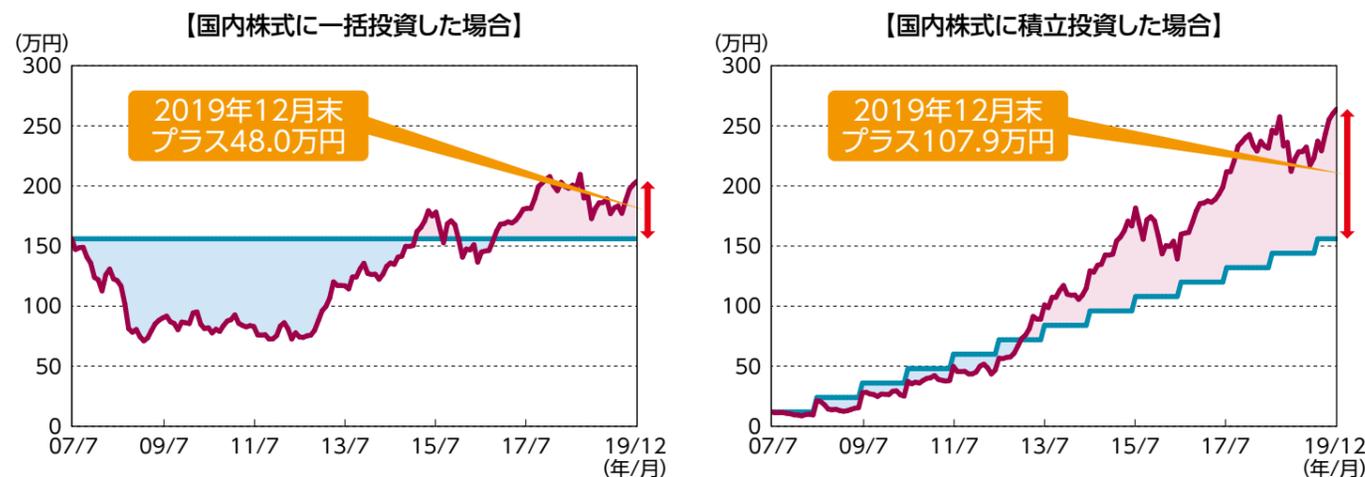
■ドル・コスト平均法のイメージ図(1回あたり1万円および100ドルずつ米ドルを購入した場合)

	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	合計	平均単価
ドル/円 為替レート	1ドル100円	1ドル80円	1ドル105円	1ドル95円	1ドル110円	—	—
定額購入	10,000円 100ドル	10,000円 125ドル	10,000円 95.2ドル	10,000円 105.2ドル	10,000円 90.9ドル	50,000円 516.3ドル	96.8円
<ご参考> 定数購入	100ドル 10,000円	100ドル 8,000円	100ドル 10,500円	100ドル 9,500円	100ドル 11,000円	500ドル 49,000円	98.0円

※この図表は、ドル・コスト平均法をご理解いただくための参考資料であり、必ずしもリスクを低減できるものではありません。相場の変動によっては上記の効果を享受できないこともあります。また上記は税金・為替手数料を考慮していません。

<一括投資と積立投資の比較(2007年7月末～2019年12月末の149か月間)>

下のグラフは、リーマンショック前に一括投資(156万円)と積立投資(毎年12万円×13回)を同時に開始した場合の比較を示しています。



※この図表は、ドル・コスト平均法をご理解いただくための参考資料であり、このとおりに投資するわけではありません。
出所: Bloombergのデータをもとに、クレディ・アグリコル生命が作成。

ポイント

一括投資では、購入時期によっては、マイナスを抱える期間が長くなることもあります。一方で積立投資では、購入単価が平準化されるため、投資タイミングによる影響を受けにくく、損益改善効果が生じています。

資産分散の効果

<各資産と8資産分散ポートフォリオの年間収益率の推移>

(2010年～2019年、年次)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
国内リート	33%	国内債券 1%	国内リート 40%	先進国株式 54%	先進国リート 40%	国内株式 11%	国内リート 9%	新興国株式 31%	国内リート 10%	先進国株式 27%
先進国リート	4%	先進国債券 -1%	先進国リート 37%	国内株式 53%	国内リート 28%	先進国リート 1%	新興国株式 6%	国内株式 21%	国内債券 0%	国内リート 24%
8資産分散	3%	先進国リート -3%	新興国株式 31%	国内リート 40%	先進国株式 20%	国内債券 0%	新興国債券 5%	先進国株式 18%	先進国債券 -6%	先進国リート 21%
新興国株式	2%	新興国債券 -8%	先進国株式 31%	8資産分散 27%	8資産分散 16%	先進国株式 -2%	先進国株式 5%	新興国債券 10%	8資産分散 -8%	国内株式 17%
国内債券	2%	先進国株式 -10%	新興国債券 29%	先進国リート 22%	先進国債券 15%	8資産分散 -4%	8資産分散 3%	8資産分散 9%	先進国リート -10%	新興国株式 16%
国内株式	0%	8資産分散 -11%	8資産分散 26%	先進国債券 21%	新興国株式 10%	先進国債券 -6%	国内債券 2%	先進国リート 4%	新興国債券 -10%	8資産分散 15%
新興国債券	-1%	国内株式 -18%	国内株式 20%	新興国株式 17%	国内株式 9%	国内リート -6%	先進国リート 2%	先進国債券 4%	先進国株式 -11%	新興国債券 11%
先進国株式	-3%	国内リート -23%	先進国債券 19%	新興国債券 9%	新興国債券 6%	新興国株式 -16%	国内株式 -1%	国内債券 0%	国内株式 -17%	先進国債券 4%
先進国債券	-14%	新興国株式 -24%	国内債券 1%	国内債券 1%	国内債券 4%	新興国債券 -16%	先進国債券 -4%	国内リート -8%	新興国株式 -18%	国内債券 1%

※運用コストとして、シミュレーション期間全体について、各資産ごとの2019年12月時点の日本籍公募投信の信託報酬を各ファンドの純資産総額で加重平均した平均信託報酬率(年率)を用いています。各資産ごとの平均信託報酬率(年率)は次のとおりです。国内株式:1.1%、先進国株式:0.8%、新興国株式:1.7%、国内債券:0.6%、先進国債券:1.1%、新興国債券:1.6%、国内リート:1.0%、先進国リート:1.5% (出所:Morningstar Direct)
※税金およびリバランスに係る費用等の取引コストは考慮していません。利息・配当等は再投資したものと計算しています。

【各資産クラスのインデックスについて】

- ①国内株式: 配当込みTOPIX
 - ②先進国株式: MSCIコクサイ(グロス、円ベース)
 - ③新興国株式: MSCIエマーゼィング(グロス、円ベース)
 - ④国内債券: 野村BPI総合
 - ⑤先進国債券: FTSE世界国債(除く日本、円ベース)
 - ⑥新興国債券: JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)
 - ⑦国内リート: 配当込み東証REIT
 - ⑧先進国リート: S&P先進国REIT(配当込み、除く日本、円ベース)
- 8資産分散: ①～⑧を均等保有したポートフォリオ、毎月リバランス

出所: Copyright ©2020 Ibbotson Associates Japan, Inc. All Rights Reserved. 上記の表は、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社(以下「イボットソン」)の著作物です。イボットソンの事前の書面による承諾なしの利用、複製等は、全体一部分を問わず、損害賠償、著作権法の罰則の対象となります。上記の表は、投資助言ではなく、情報提供のみを目的としたものです。いかなる投資の推奨・勧誘を行う、あるいは示唆するものではありません。過去のパフォーマンスは将来のリターンを保証するものではありません。

ポイント

各資産の収益率の順位は、毎年入れ替わっていますが、投資資金を複数の資産に分散させることで、安定した収益獲得が期待できます。

変額部分の運用のしくみ (くわしくは、「特別勘定のしおり」をご覧ください)

定額部分の運用についてはP15ご参照

「イメージ図」



そだてる	実質的に国内外の債券や株式等への長期分散投資によって、世界経済の成長に沿った収益の獲得を目指します。
まもる	市場の下落局面での損失抑制や収益獲得の工夫により、短期的な市場の下振れリスクによる資産価値の減少を抑制します。
みなおす	市場環境の変化に対応して資産配分や組み入れ資産を見直すことで、適切なポートフォリオを構築します。

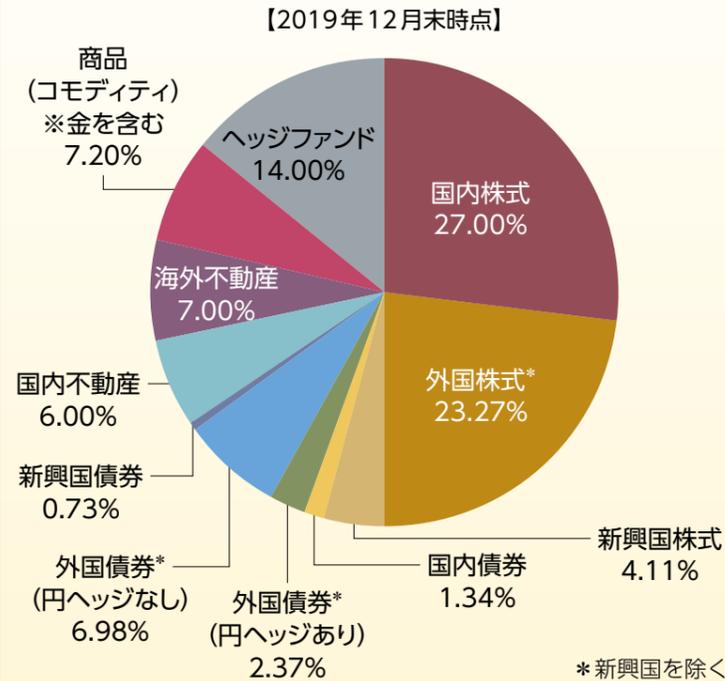
	豪ドル建て	米ドル建て
特別勘定名	世界分散型SMTB (豪ドル)	世界分散型SMTB (米ドル)
主な投資対象となる指数連動債券	ラップ戦略連動債券C (適格機関投資家専用)	ラップ戦略連動債券C II (適格機関投資家専用)
発行体	BNPパリバ・イシュアンスB.V.	
取引相手先	BNPパリバ・アービトラージSNC	
運用関係費用	特別勘定の投資対象となる指数連動債券の純資産総額に対して年率0.20%	

※お客さまが間接的に負担する費用として、指数助言報酬、実質的な借入れに伴う費用、計算・公表に伴う費用の合計値として、指数連動債券の純資産総額を最大約4倍にふやした実質運用資産に対して年率1.86%以内が指数連動債券の参照指数のリターンから控除して算出されます。上記以外にも、参照指数の各構成要素に配分する際に必要となる取引費用(実質的に金融派生商品等を売買・保有することに伴う費用)が生じますが、運用環境等により変動することから、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難であり、表示することができません。

POINT 1

ふやす期待のもてる資産配分で収益の獲得をめざします。

■三井住友信託銀行からの助言に基づいて、資産配分が決定されます。

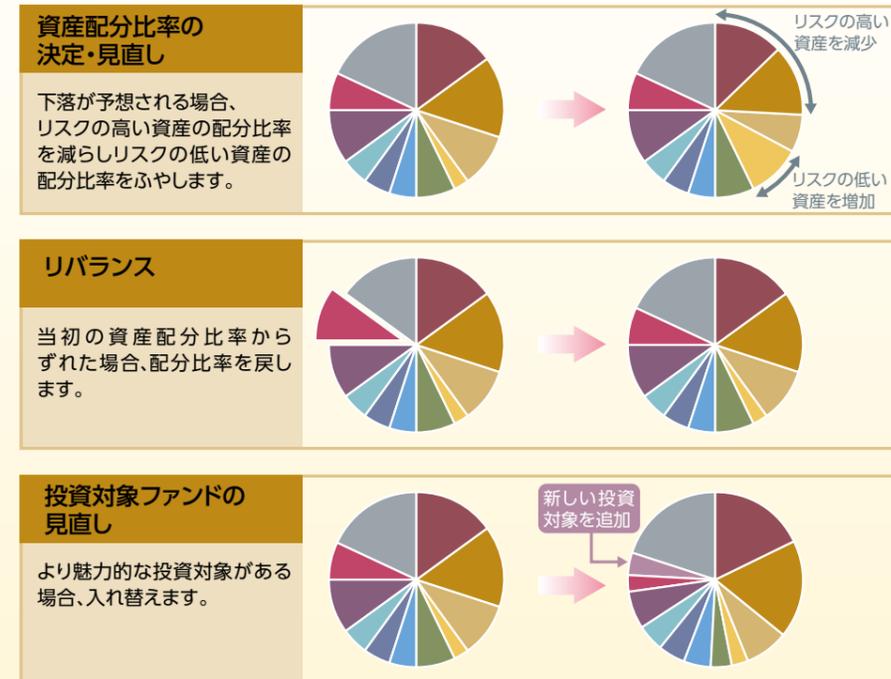


⚠ 上記はあくまで2019年12月末時点の配分比率であり、将来変更されます。

POINT 2

投資環境の変化に対応して、資産配分を見直します。

■三井住友信託銀行からの助言に基づいて、資産配分を見直します。



⚠ リバランスや資産配分の見直しは、定期的に行うほか、投資環境の変化に応じて適宜行います。
⚠ 上記イメージは資産配分の見直しの概略を示したもので、実際の資産配分の見直しを示唆または保証するものではありません。

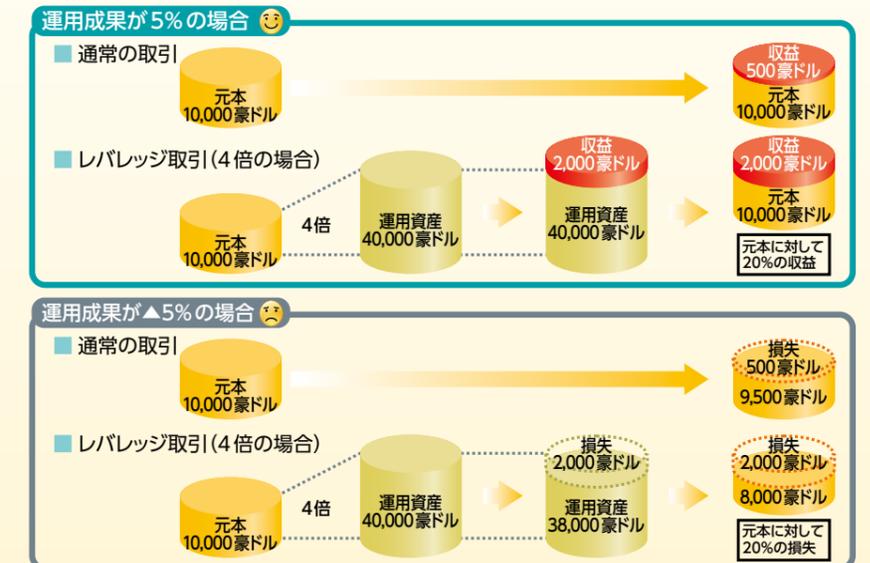
POINT 3

少ない金額で効果的な運用を行うしくみを活用し、積極的に収益の獲得をめざします。(これをレバレッジ取引といいます)

「レバレッジ」とは「てこ」という意味です。「てこ」の作用になぞらえて、少額の資金で何倍かのリターンを期待できる効果をレバレッジ効果といいます。

■実質的な運用資産を増加させ、収益および損失を最大で約4倍にふやす運用を行います。

<レバレッジ取引(豪ドル)の運用効果のイメージ>



⚠ このしくみにより、大きな収益が得られる可能性がある一方、大きな損失となる可能性もあります。変額部分がゼロになる可能性があります。マイナスになることはなく、定額部分に影響を与えることはありません。

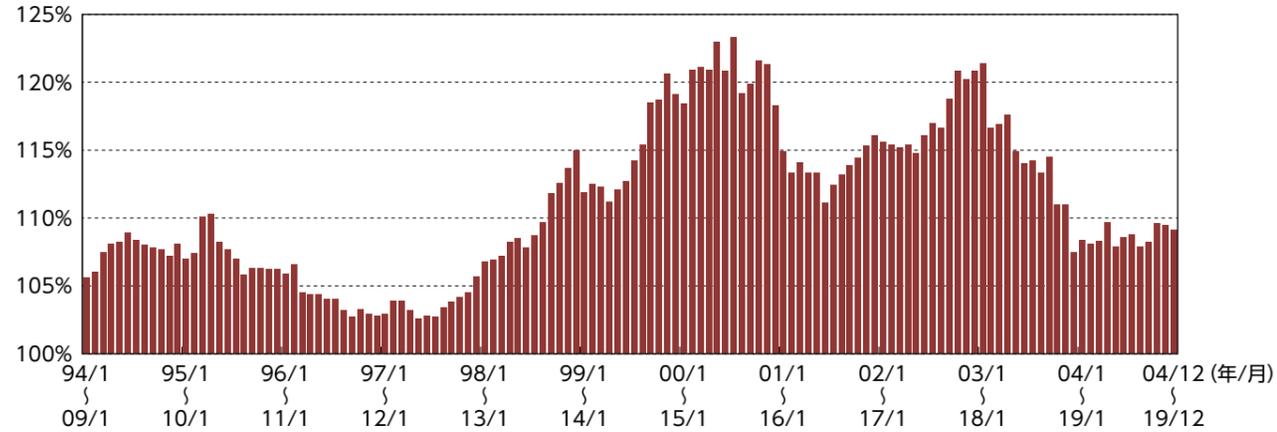
運用シミュレーション (期間: 1994年1月~2019年12月)



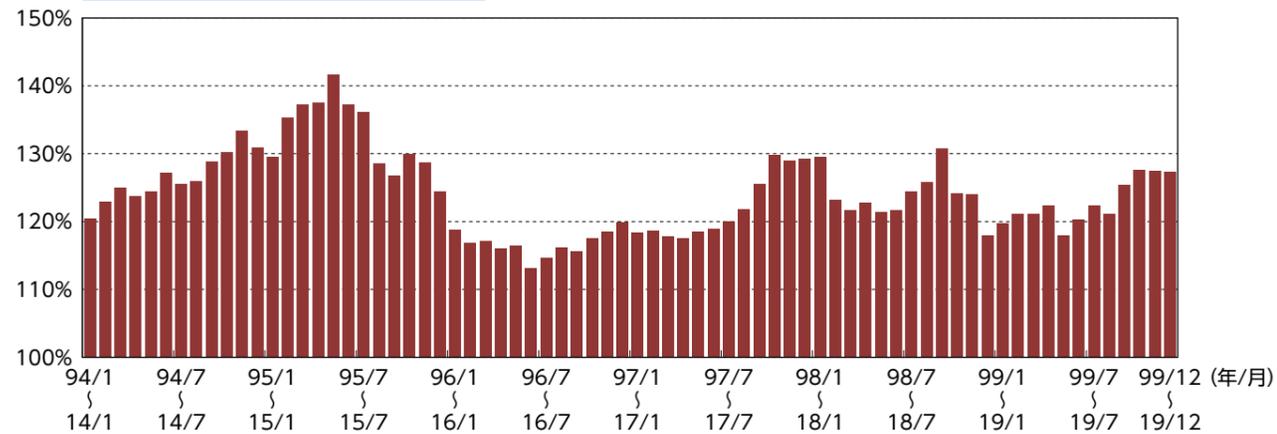
豪ドル建て

1994年1月から毎月運用を開始したと仮定した場合の、払込保険料累計に対する運用期間満了時の積立金(指定通貨建て)
※払込通貨が円の場合

運用期間15年の場合 (払込回数5回)



運用期間20年の場合 (払込回数10回)



上記シミュレーションの前提条件

運用期間	運用期間		15年	14年	13年	12年	11年					
	15年	積立利率		0.47%	0.42%	0.37%	0.31%	0.24%				
当初の積立金		変額部分	6.79%	5.70%	4.69%	3.65%	2.60%					
	定額部分		93.21%	94.30%	95.31%	96.35%	97.40%					
運用期間	運用期間		20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年
	積立利率		0.63%	0.61%	0.59%	0.56%	0.54%	0.52%	0.47%	0.42%	0.36%	0.29%
20年	当初の積立金	変額部分	11.80%	10.91%	10.05%	9.06%	8.26%	7.48%	6.35%	5.30%	4.22%	3.14%
		定額部分	88.20%	89.09%	89.95%	90.94%	91.74%	92.52%	93.65%	94.70%	95.78%	96.86%

※本シミュレーションは、保険関係費用・運用関係費用を反映しています。為替レートはBloombergを使用しています。なお、税金および為替手数料は考慮していません。
※各積立利率は、2020年1月1日の基準指標金利をもとに設定しています。
※この商品は契約日からその日を含めて8日目または承諾日に特別勘定に繰り入れますが、その考慮はしていません。
※「上記シミュレーションの前提条件」は、払込保険料ごとの運用期間に応じて適用される積立利率、定額部分と変額部分の繰り入れ割合を示したものです。



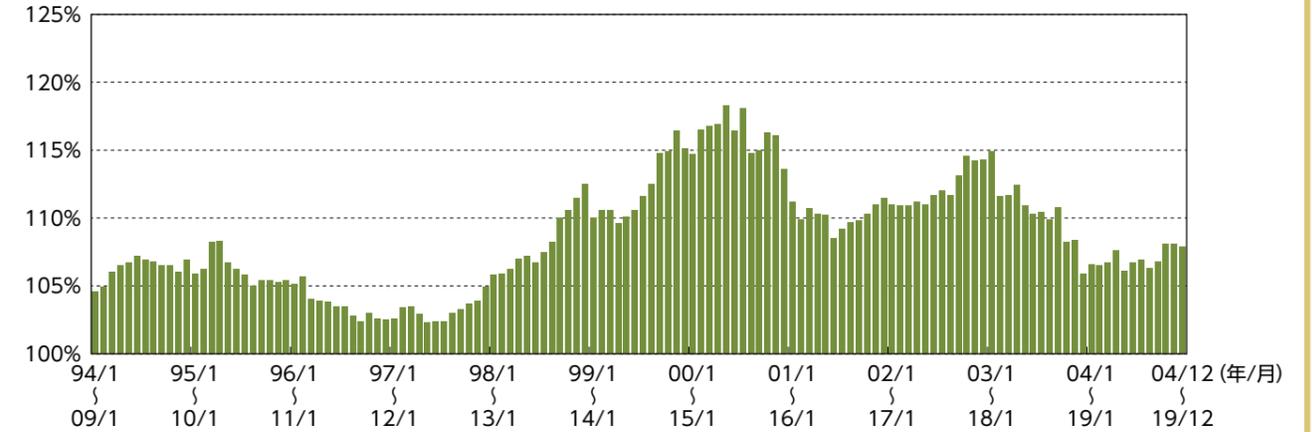
●本データは、過去の参考指数を用いたシミュレーションであり、実際の運用成果を表したものではありません。したがって、**将来の運用成果を示唆または保証するものではありません。**
●為替相場の変動や特別勘定の運用実績等に応じて、解約払戻金額等が変動(増減)し、損失が生じるおそれがあります。



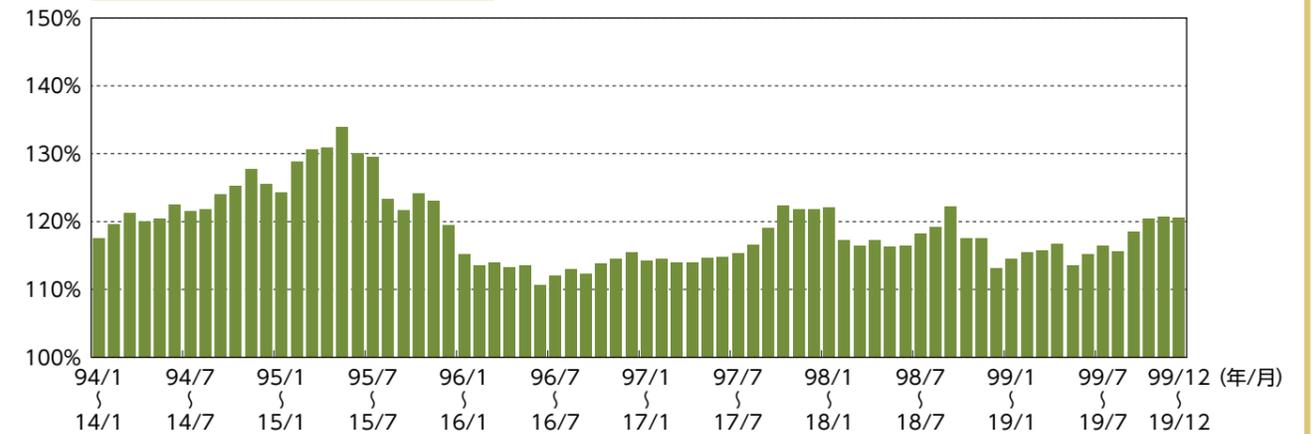
米ドル建て

1994年1月から毎月運用を開始したと仮定した場合の、払込保険料累計に対する運用期間満了時の積立金(指定通貨建て)
※払込通貨が円の場合

運用期間15年の場合 (払込回数5回)



運用期間20年の場合 (払込回数10回)



上記シミュレーションの前提条件

運用期間	運用期間		15年	14年	13年	12年	11年					
	15年	積立利率		0.37%	0.35%	0.33%	0.31%	0.28%				
当初の積立金		変額部分	5.39%	4.77%	4.19%	3.65%	3.03%					
	定額部分		94.61%	95.23%	95.81%	96.35%	96.97%					
運用期間	運用期間		20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年
	積立利率		0.51%	0.51%	0.50%	0.49%	0.48%	0.47%	0.45%	0.43%	0.41%	0.38%
20年	当初の積立金	変額部分	9.67%	9.21%	8.59%	7.97%	7.38%	6.79%	6.09%	5.43%	4.79%	4.09%
		定額部分	90.33%	90.79%	91.41%	92.03%	92.62%	93.21%	93.91%	94.57%	95.21%	95.91%

【参考指数】
シミュレーション期間中に変額部分の投資対象である「ラップ戦略連動債券C」「ラップ戦略連動債券CII」で運用したと仮定して、事後的に計算された指数です。指数の詳細は「特別勘定のしおり」をご覧ください。
【免責事項】
●本シミュレーションは、BNPパリバにより提供されたデータをもとに、クレディ・アグリコル生命が作成したものです。本シミュレーションによる過去の参考指数は、将来の運用成果を示唆または保証するものではありません。本シミュレーションは特定のデータ(ただし、使用されたデータは唯一の使用可能なデータとは限りません。)および条件等を使用して算出されたデータに過ぎません。
●BNPパリバ及びその関連会社等は、本資料に掲載しているデータの正確性について保証するものではなく、また、本データを用いたいかなるシミュレーションに対して一切責任を負うものではありません。

2回目以降保険料(規則的増額)について

定額部分と変額部分の繰り入れ割合について

お申し込み時点では、初回保険料分の定額部分と変額部分の繰り入れ割合は決定されていますが、2回目以降保険料分については、払込保険料ごとの増額日の前月の積立利率により計算されるため決定していません。増額日の前月初旬に「積立利率のお知らせ」をご契約者に送付します。

<積立利率と変額部分の繰り入れ割合について>

変額部分の繰り入れ割合は、下表のように各回の保険料払込時の定額部分の積立利率と、払込保険料ごとの運用期間により計算されます。

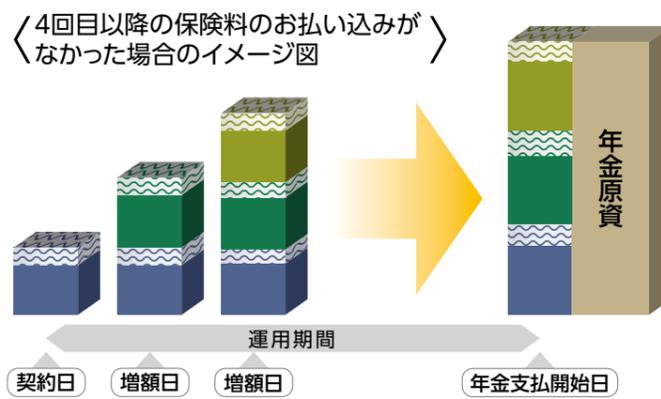
表の見方 定額部分の積立利率が1.50%で運用期間が15年の場合は、変額部分の繰り入れ割合は20.0%となり、定額部分は80.0%となります。(小数点第2位を切り捨てています。)

		運用期間									
		20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年
定額部分 の 積立利率	0.50%	9.4%	9.0%	8.5%	8.1%	7.6%	7.2%	6.7%	6.2%	5.8%	5.3%
	1.00%	18.0%	17.2%	16.3%	15.5%	14.7%	13.8%	13.0%	12.1%	11.2%	10.3%
	1.50%	25.7%	24.6%	23.5%	22.3%	21.1%	20.0%	18.8%	17.5%	16.3%	15.1%
	2.00%	32.7%	31.3%	29.9%	28.5%	27.1%	25.6%	24.2%	22.6%	21.1%	19.5%
	2.50%	38.9%	37.4%	35.8%	34.2%	32.6%	30.9%	29.2%	27.4%	25.6%	23.7%
	3.00%	44.6%	42.9%	41.2%	39.4%	37.6%	35.8%	33.8%	31.9%	29.8%	27.7%
	3.50%	49.7%	47.9%	46.1%	44.2%	42.3%	40.3%	38.2%	36.0%	33.8%	31.5%
	4.00%	54.3%	52.5%	50.6%	48.6%	46.6%	44.4%	42.2%	39.9%	37.5%	35.0%
4.50%	58.5%	56.6%	54.7%	52.6%	50.5%	48.3%	46.0%	43.5%	41.0%	38.3%	

(<ご参考>2020年1月1日時点の積立利率 運用期間20年:豪ドル建て0.63%/米ドル建て0.51%
運用期間15年:豪ドル建て0.47%/米ドル建て0.37%)

2回目以降保険料のお払い込みがなかった場合について

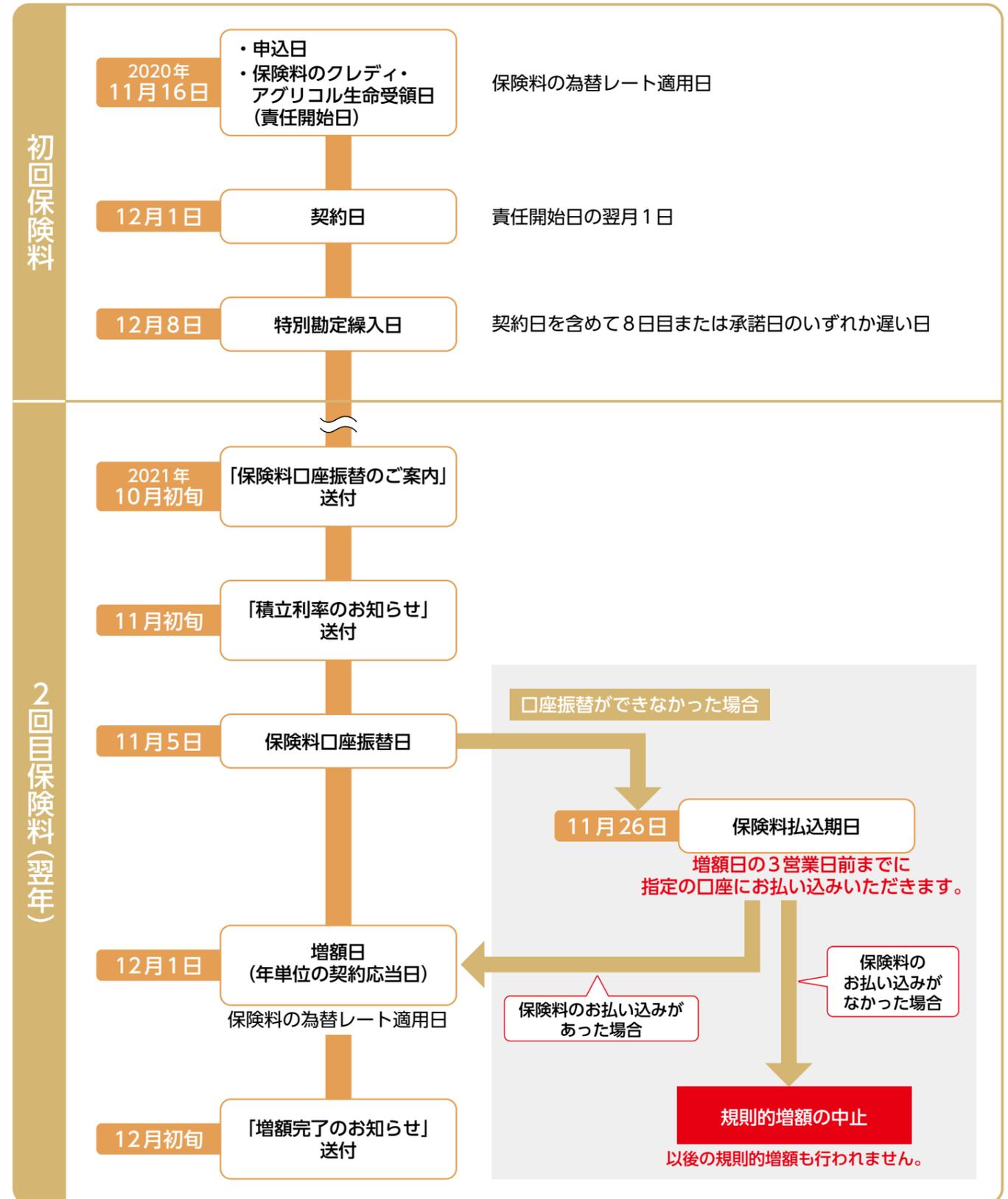
残高不足等で口座振替ができなかった場合は増額日の3営業日前までに指定の口座にお払い込みいただきます。期日までにお払い込みがなかった場合は、規則的増額を中止したものと取り扱います。その場合、規則的増額を再開することはできません。また、将来行われるべき規則的増額を行わないことにより確定した基本保険金額および死亡保険金額を、ご契約者に通知いたします。



規則的増額を行わない場合について くわしくはP22ご参照

「積立利率を設定する際に、基準となる金利(基準指標金利)が1.53%に満たない場合」や「突発的な異常事態が発生した場合」は、その回の規則的増額を行わないことがあります。規則的増額を行わない場合にはご契約者にその旨を通知し、その回の保険料をお払い込みいただいた場合でもお払い込みいただいた通貨(円)で払い戻します。

お申し込みからの流れ(例) くわしくはP21ご参照

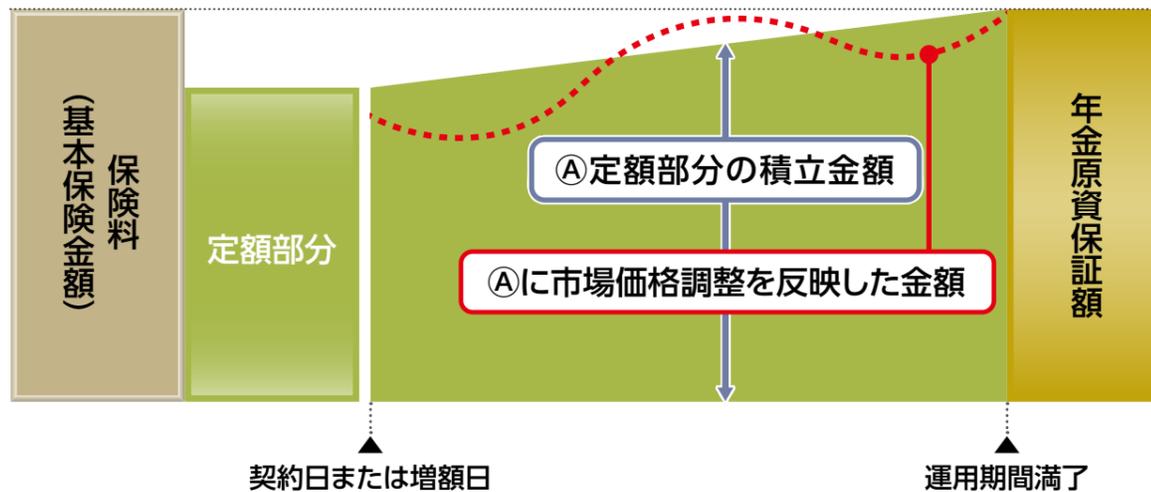


※3回目以降の保険料のお払い込みも上記の2回目保険料の流れと同様です。

定額部分の運用について

- 定額部分はクレディ・アグリコル生命所定の基準指標金利をもとに計算した積立利率で運用します。
- 積立利率は、月1回(1日)設定され、契約日および増額日に適用されます。
- 定額部分の積立利率に基づき、定額部分と変額部分の繰り入れ割合が決定されます。
- 定額部分の積立金は、運用期間満了時に年金原資として基本保険金額(指定通貨建て)の100%を保証します。ただし、解約した場合には最低保証はありません。解約した場合は、解約日の市場金利の変動を解約払戻金額に反映させるため市場価格調整を適用します。くわしくはP29「8 解約払戻金について」をご覧ください。

<イメージ図>



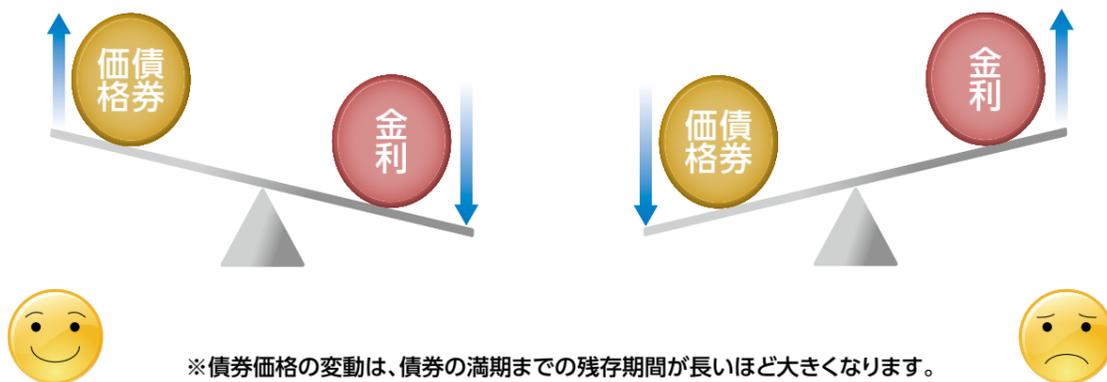
※上図は、払込保険料ごとの定額部分のイメージを表しています。

<ご参考>金利と債券価格の関係

運用期間中、定額部分は主に債券で運用するため、金利の変動によって解約払戻金額は変動します。

「金利が下落すると、債券の魅力が上がるため債券価格は上昇します」

「金利が上昇すると、債券の魅力が薄れるため債券価格は下落します」



※債券価格の変動は、債券の満期までの残存期間が長いほど大きくなります。

ご契約にあたっての主な留意点

ご契約にあたっての主な留意点をご確認ください。ご不明点等ございましたらクレディ・アグリコル生命もしくは募集代理店にお問い合わせください。

為替リスクについて

この商品は外貨建ての変額個人年金保険です。外貨建てで運用するため為替変動リスクがあります。

変額部分の投資リスクについて

この商品は特別勘定で運用されるため、価格変動リスク等があり、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額、解約払戻金額が払込保険料を下回り、損失が生じる場合があります。

解約について

解約した場合、解約払戻金額に最低保証はありません。市場価格調整や解約控除がありますので解約払戻金額が払込保険料を下回る可能性があります。なお、一部解約のお取り扱いはありません。

死亡保障について

死亡保険金額は、指定通貨建てで基本保険金額が最低保証されていますが、円換算額での最低保証はありません。

規則的増額について

規則的増額は、ご契約者からのお申出により中止することができますが、中止後に再開することはできません。

また、期日までにお払い込みがなかった場合は、規則的増額の中止のお申出があったものとして取り扱います。この場合、規則的増額を再開することはできません。

金利情勢等により、クレディ・アグリコル生命が規則的増額を行わないことがあります。この場合、その回の保険料相当額をお払い込みいただいた通貨(円)で払い戻します。

契約概要

- 「契約概要」は、契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を
- 「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示していますのでご確認ください。

記載しています。契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申し込みください。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載

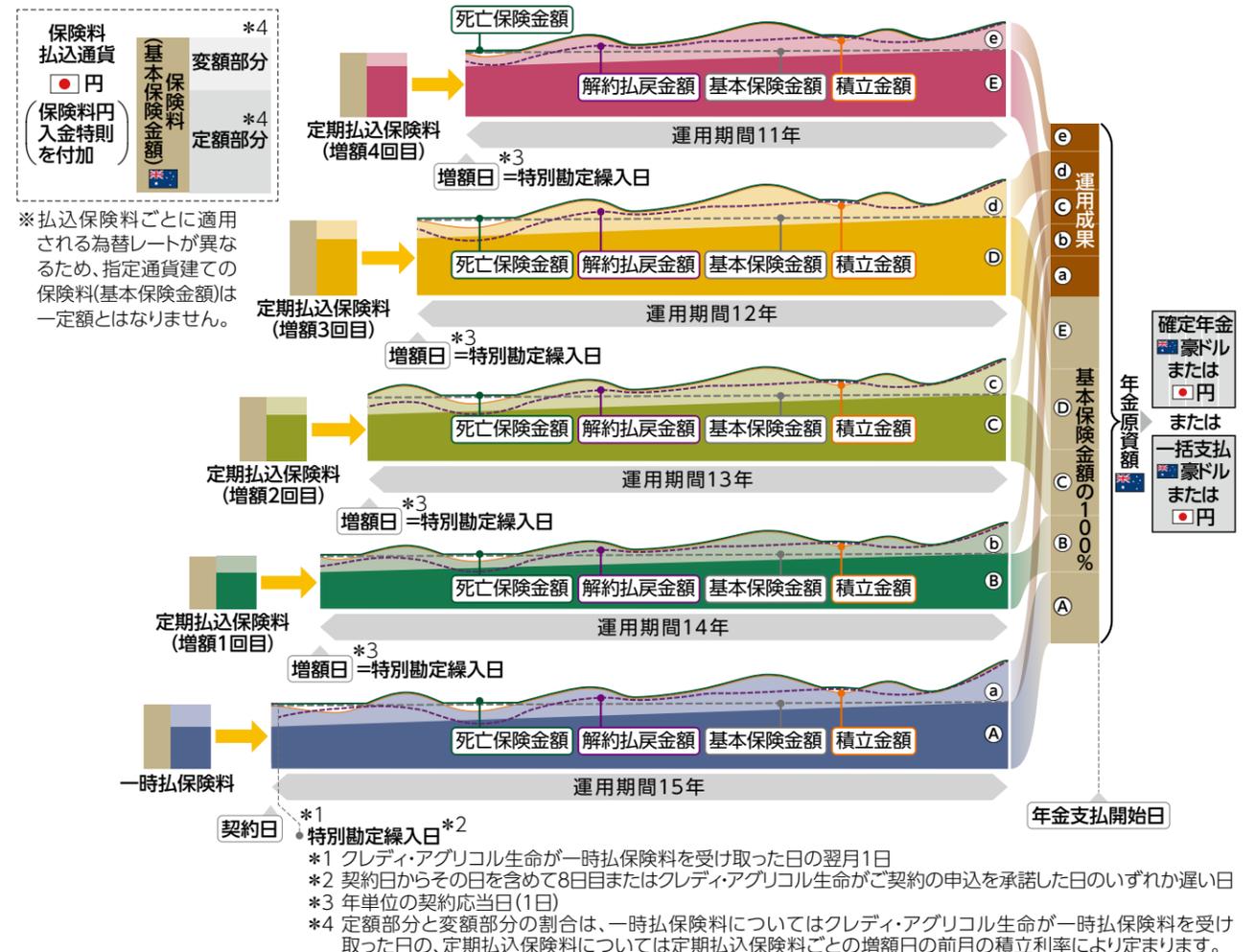
1 引受保険会社について

- 商号 クレディ・アグリコル生命保険株式会社
- 住所 〒105-0021 東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル
☎ 0120-60-1221 <https://www.ca-life.jp/>
- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、クレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンターまでご連絡いただきますようお願いいたします。

2 この保険の特徴としくみ

- この保険は、保険料を定額部分と変額部分の2つの部分に分けて運用し、それぞれの部分の積立金額に基づき年金支払開始日に年金額を定める保険料一時払の外貨建て変額個人年金保険(生命保険)です。
- また、この保険には、「基本保険金額の規則的増額特約」が付加されています。そのため、ご契約時にご選択いただいた運用期間に応じて定まる増額回数(運用期間15年の場合は4回、運用期間20年の場合は9回)、毎年の年単位の契約応当日(増額日)に基本保険金額が増額されます。
- この保険には「保険料円入金特則」が付加されていますので、指定通貨建ての保険料に代えて、円建ての一定額(円建払込金額)をお払い込みいただきます。指定通貨建ての保険料は、円建払込金額を払込保険料ごとの換算基準日のクレディ・アグリコル生命所定の為替レートにより指定通貨に換算した金額となります(指定通貨建ての保険料は一定額とはなりません)。基本保険金額の規則的増額を行う場合は、払込保険料ごとの指定通貨建ての保険料(定期払込保険料)と同額の基本保険金額が増額されます。
- ご契約時に指定通貨(米ドルまたは豪ドル)および運用期間(15年または20年)をご選択いただけます。
- 運用期間満了時における指定通貨建ての基本保険金額(払込保険料累計額)が、年金原資として定額部分のみで最低保証され、変額部分で運用成果の上乗せを目指します。

指定通貨 豪ドル・運用期間15年(増額回数4回)の場合の例 <イメージ図>



注意

○変額部分における投資リスクについて

●この保険の変額部分は、特別勘定で運用されます。特別勘定は、国内外の株式、債券、リート、商品等を実質的に投資対象とするため、運用実績が積立金額、解約払戻金額、死亡保険金額、年金原資額の増減につながります。特別勘定における資産運用には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カントリーリスク等のリスクがあり、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額、解約払戻金額が払込保険料累計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクは契約者等に帰属しますのでご注意ください。

○解約する場合におけるリスクについて

●この保険の定額部分は、市場金利の変動に応じた運用資産(債券等)の価値の変動を解約払戻金額に反映させます(市場価格調整)。この保険の解約払戻金額は、定額部分の積立金額に市場価格調整を適用して計算される金額と、特別勘定の運用実績に基づき増減する変額部分の積立金額との合計額から解約控除の額を差し引いた金額となります。そのため、解約払戻金額が払込保険料累計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクは契約者等に帰属しますのでご注意ください。

○為替リスクについて

●この保険は、外国通貨建てで運用するため為替相場の変動による影響を受けます。そのため、解約払戻金、年金、死亡保険金等をお支払時の為替レートで円換算した金額が、保険料をお払い込みいただいた時の為替レートで円換算した解約払戻金、年金、死亡保険金等の金額を下回る場合や、円建払込金額の累計額を下回り損失が生じるおそれがあります。これらのリスクは契約者等に帰属しますのでご注意ください。

○その他のご注意

- 為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。
- 契約時に年金額は確定していません。将来お支払いする年金額は、年金原資額に基づき、年金支払開始日の基礎率等(予定利率等)により計算します。

○お取り扱いにおけるご注意

- ご契約後に指定通貨、運用期間および増額回数の変更はできません。また、指定通貨以外の外国通貨で解約払戻金、年金、死亡保険金等をお支払することはできません。
- 「基本保険金額の規則的増額特約」のみの解約はできません。増額の中止をご希望の場合には、「規則的増額の中止」(P22)をすることができます。

- 定額部分とは、クレディ・アグリコル生命が保険料を受け取った日における積立利率により増加し、運用期間満了時における積立金額が、基本保険金額(払込保険料ごとに定まるそれぞれの部分)と同額になるようにご契約時および増額時に定まる部分をいいます。ご契約時および増額時の定額部分の積立金額(定額部分の当初積立金額)は、払込保険料ごとに、それぞれに適用される積立利率および運用期間に基づき計算します。
- 変額部分とは、運用期間中、特別勘定で運用し、その特別勘定の運用実績により増減する部分をいい、払込保険料ごとに定まります。ご契約時および増額時の変額部分の積立金額(変額部分の当初積立金額)は、払込保険料ごとに、基本保険金額(払込保険料ごとに定まるそれぞれの部分)からそれぞれの保険料に対する定額部分の当初積立金額を差し引いた金額となります。
- この保険の積立金額は、定額部分の積立金額(払込保険料ごとに定まる金額の合計額)と変額部分の積立金額(払込保険料ごとに定まる金額の合計額)を合計した金額となります。また、運用期間満了時における積立金額が年金原資額となります。
- 年金支払開始日以後は、年金原資に基づき確定年金でお支払いします。また、年金でのお支払いに代えて、年金原資の一括支払も可能です。
- 運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、払込保険料ごとに、お亡くなりになった日における基本保険金額(払込保険料ごとに定まるそれぞれの部分)、積立金額または解約払戻金額のいずれか大きい額を判定し、それらの合計額を死亡保険金としてお支払いします。死亡保険金は被保険者がお亡くなりになった日における指定通貨建ての基本保険金額(払込保険料累計額)が最低保証されます。

ご参考 <為替の推移> (データ期間: 1997年1月~2019年12月末)



出所: Bloomberg のデータをもとに、クレディ・アグリコル生命が作成。



注意

- ・規則的増額の増額回数および定期払込保険料の払込通貨・金額は変更できません。
- ・「基本保険金額の規則的増額特約」のみを解約することはできません。増額の中止をご希望の場合には、「規則的増額の中止」(P22)をすることができます。
- ・基本保険金額の任意増額のお取り扱いはありません。
- ・「保険料円入金特則」のみを解約することはできません。

定期払込保険料のお払い込み

■ 毎年の増額日の前月に定期払込保険料をお払い込みいただけます。

項目	お取り扱い
保険料払込方法(経路)	□座振替扱 ・クレディ・アグリコル生命の指定する提携金融機関の範囲内で契約者の指定する口座から、自動的に保険料が振り替えられます。この場合、払い込まれた保険料について領収証は発行しません。
払込予定日(口座振替日)	・増額日の属する月の前月5日(提携金融機関の休業日の場合は翌営業日とします)。振替日の前日までに保険料を口座にご準備ください。
払込予定日に口座振替ができなかった場合	・増額日の3営業日前*4までに、クレディ・アグリコル生命の指定する金融機関等の口座に、その定期払込保険料相当額をお払い込みいただけます。その際のお領収証は、保険料領収証の代わりとなりますので、大切に保管してください。 ・期日までにお払い込みがなかった場合は、契約者より「規則的増額の中止」*5の請求があったものとみなし、その定期払込保険料から規則的増額を中止したものと取り扱います。

■ □座振替が行われた場合は、払込予定日(口座振替日)にクレディ・アグリコル生命がその定期払込保険料を受け取ったものとし、その日から保険契約上の責任を開始します。払込予定日に口座振替ができなかった場合にクレディ・アグリコル生命の指定する金融機関等の口座にその定期払込保険料相当額をお払い込みいただいたときは、その定期払込保険料相当額をクレディ・アグリコル生命が受け取った日から保険契約上の責任を開始します。

*4 お払い込みの際のお手続きの時間等により翌営業日扱いとなる場合がありますのでご注意ください。

*5 「規則的増額の中止」についてくわしくはP22をご覧ください。

※定期払込保険料のお払い込みに関する内容は、2020年1月末現在のものです。クレディ・アグリコル生命は、クレディ・アグリコル生命または提携金融機関のやむを得ない事情により払込予定日(口座振替日)を変更することがあります。この場合、あらかじめ契約者に通知します。



注意

- ・クレディ・アグリコル生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずクレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンター(フリーダイヤル 0120-60-1221)にご連絡ください。

3 「基本保険金額の規則的増額特約」による規則的増額について

規則的増額のお取り扱い

- この保険には、「基本保険金額の規則的増額特約」が付加されています。そのため、毎年の年単位の契約応当日(1日)に基本保険金額が増額されます。
 - 規則的増額の増額回数*1は、ご契約時にご選択いただいた運用期間に応じて定まります。

運用期間 15年*2	増額回数 4回(保険料の払込回数 5回)
運用期間 20年*2	増額回数 9回(保険料の払込回数 10回)
 - この保険には「保険料円入金特則」が付加されていますので、指定通貨建ての保険料に代えて、円建ての一定額(円建払込金額)をお払い込みいただけます。指定通貨建ての保険料は、円建払込金額を払込保険料ごとの換算基準日*3のクレディ・アグリコル生命所定の為替レートにより指定通貨に換算した金額となり、払込保険料ごとの指定通貨建ての保険料(定期払込保険料)と同額の基本保険金額が増額されます。そのため、増額される指定通貨建ての基本保険金額は一定額とはなりません。
 - この保険の契約日は、クレディ・アグリコル生命が一時払保険料を受け取った日(一時払保険料に対する責任開始日)の翌月1日となります。
 - 規則的増額を行う場合は、年単位の契約応当日(1日)を増額日とします。
- *1 ご契約時における増額日の予定回数のことをいいます。4回または9回増額することを保証するものではありません。
- *2 一時払保険料に対する運用期間です。増額部分の運用期間は、定期払込保険料ごとの増額日から年金支払開始日の前日までの期間となります。
- *3 一時払保険料についてはクレディ・アグリコル生命が一時払保険料相当額を受け取った日とします。定期払込保険料については増額日とします。(増額日のクレディ・アグリコル生命所定の為替レートにより円建払込金額を指定通貨建てに換算した金額が定期払込保険料となり、定期払込保険料と同額の基本保険金額が増額日に増額されます。)

<ご契約のお申し込みから1回目の定期的増額までの流れ>

【2020年12月1日が契約日となった場合の例】

	日付	項目	備考
一時払保険料	2020年11月16日(月)	申込日・クレディ・アグリコル生命が一時払保険料を受け取った日 (一時払保険料に対する責任開始日) 指定通貨への換算基準日*6	一時払保険料を受け取った日
	12月1日(火)	契約日	責任開始日の翌月1日
	12月8日(火)	一時払保険料の特別勘定繰入日	・契約日からその日を含めて8日目(承諾日が12月8日の翌日以後となる場合は、承諾日を特別勘定繰入日とします。) ・変額部分の当初積立金額を繰り入れます。
定期払込保険料(増額1回目)	2021年10月初旬	「保険料口座振替のご案内」送付	増額日の前々月初旬に送付します。
	11月初旬	「積立利率のお知らせ」送付	クレディ・アグリコル生命のWebサイト(https://www.ca-life.jp/)では、増額日の前月1日(この表の例では11月1日(月))よりご確認ください。
	11月5日(金)	定期払込保険料の払込予定日(口座振替日(毎年11月5日)/定期払込保険料に対する責任開始日)	残高不足等で口座振替ができなかった場合は、11月26日(金)までにクレディ・アグリコル生命の指定する金融機関等の口座にお払い込みいただきます。(お払い込みがなかった場合は、その定期払込保険料から定期的増額を中止したものと取り扱います。)
	12月1日(水)	基本保険金額の増額日	年単位の契約応当日
		指定通貨への換算基準日*6	
		定期払込保険料の特別勘定への繰入日	変額部分の当初積立金額を繰り入れます。
	12月初旬	「増額完了のお知らせ」送付	1回目の増額後の基本保険金額および死亡保険金額等をご案内します。

*6 指定通貨への換算基準日についてはP24<クレディ・アグリコル生命所定の為替レート>をご覧ください。また、最新の「クレディ・アグリコル生命所定の為替レート」については、クレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンター(フリーダイヤル0120-60-1221)にお問い合わせいただくか、Webサイト(https://www.ca-life.jp/)でご確認ください。

※増額2回目以降の定期払込保険料のお払い込みについても増額1回目と同様の流れとなります。

※実際のご契約についての払込予定日(口座振替日)、口座振替ができなかった場合のクレディ・アグリコル生命の指定する金融機関等の口座への払込期限等につきましては、クレディ・アグリコル生命より送付する「保険料口座振替のご案内」、「保険料口座振替結果のお知らせ(振替不能)」にてご案内します。

※上表の内容は、2020年1月末現在のものです。お取り扱いの内容等が予告なく変更となる場合もありますのでご了承ください。



- ・口座振替のお手続きの書類(預金口座振替申込書/預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書等)のご提出にあたり、記載内容に不備がありますと、ご指定いただいた口座から払込予定日(口座振替日)に定期払込保険料の振替ができないことがあります。
- ・払込予定日に口座振替ができなかった場合、当月や翌月に再度口座振替を行うお取り扱いはありません。
- ・クレディ・アグリコル生命の指定する期日までに定期払込保険料のお払い込みがなかったことにより定期的増額を中止したものと取り扱う場合、以後の保険料のお払い込みがなくなることにより、将来の受取年金額等は、多くの場合、ご契約時に想定していた金額を下回ります。

・定期的増額の中止

■ 契約者は、将来に向かって定期的増額を中止することができます。この場合、増額日の3営業日前*7までにクレディ・アグリコル生命所定の請求書類をご提出ください。定期的増額を中止した場合、中止後の再開はお取り扱いできません。

■ クレディ・アグリコル生命が定期的増額の中止を承諾したときは、その旨および「中止により確定した基本保険金額および死亡保険金額」等を契約者に通知します。

■ 定期的増額の中止により払い戻すべき定期払込保険料相当額(円建払込金額)があるときは、契約者(死亡保険金の支払事由が生じた後は、死亡保険金受取人)に払い戻します。

*7 「定期的増額の中止」に必要な書類をクレディ・アグリコル生命が受け付けた日(書類に不備がある場合は完備した日)。

・定期的増額を行わない場合

■ 定期払込保険料ごとの増額日の前々月の月末に積立利率を設定する際に、その指定通貨および定期払込保険料ごとの運用期間に応じた基準指標金利が1.53%に満たない場合は、その増額日に対する定期的増額を行いません。なお、クレディ・アグリコル生命から提携金融機関への振替手配時期の関係で定期払込保険料相当額が口座振替されることがありますが、クレディ・アグリコル生命は、その定期払込保険料の受領は行わず、その定期払込保険料相当額(円建払込金額)を契約者に払い戻します。

■ 突発的な異常事態により、定期払込保険料ごとの増額日において、変額部分の当初積立金額を繰り入れる特別勘定に売買できない特別勘定資産が含まれている場合は、その増額日に対する定期的増額を行いません。その場合、すでに払い込まれたその定期払込保険料相当額(円建払込金額)を契約者に払い戻します。

※突発的な異常事態により定期的増額を行わない場合において、その定期払込保険料に対する責任開始日から増額日までの間に死亡保険金の支払事由が発生し、死亡保険金が支払われるときは、その定期払込保険料(円建払込金額)の払い戻しをせずに、死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

■ 「積立利率を設定する際に基準指標金利が1.53%に満たない場合」や「突発的な異常事態」により定期的増額を行わないこととなった場合は、定期的増額を行わないことにより変更される「将来行われるべきすべての定期的増額が行われた後の基本保険金額および死亡保険金額(将来行われるべき定期的増額がない場合は、確定した基本保険金額および死亡保険金額)」等を契約者に通知します。



- ・定期的増額を中止した場合、中止後の再開はできません。
- ・定期的増額の増回数には、「積立利率を設定する際に基準指標金利が1.53%に満たない場合」や「突発的な異常事態」により定期的増額を行わないこととなった増額日も含まれます。(4回または9回増額することを保証するものではありません。)

ご参考 <運用期間ごとの基準指標金利の推移> (データ期間：2009年3月～2019年12月)

【指定通貨が米ドルの場合】



【指定通貨が豪ドルの場合】



※基準指標金利：データ期間中の毎月1日に、積立利率を設定したものと仮定して、「基本保険金額の定期的増額特約付年金原資確定部分付変額個人年金保険(通貨指定型)」の基準指標金利の算出方法により算出。

4 保障内容について

年金種類および年金支払期間

■ 年金支払開始日以後の支払方法は、次のとおりです。また、年金支払開始日前であれば、契約者からのお申し出により、年金支払期間を変更することができます。なお、年金でのお支払いに代えて、年金原資の一括支払も可能です。

年金種類	
確定年金	あらかじめ定めた年金支払期間中、被保険者が生存されている限り年金をお支払いします。 【年金支払期間】5年・10年・15年からお選びいただけます。

※第1回の年金額が1,000米ドル、1,000豪ドルまたは10万円(円支払特約(12)により円建ての年金をお支払いする場合)に満たない場合は、年金原資額を一括で契約者にお支払いし、ご契約は消滅します。



- ・契約時に年金額は確定していません。将来お支払いする年金額は、年金原資額に基づき、年金支払開始日の基礎率等(予定利率等)により計算します。
- ・年金支払開始日の基礎率等(予定利率等)によっては、支払われるべき年金の合計額が年金原資額に満たないことがあります。その場合、年金原資額を一括で契約者にお支払いし、ご契約は消滅します。
- ・指定通貨以外の外国通貨で年金をお支払いすることはできません。

死亡時の保障

死亡保険金	年金支払開始日前	<ul style="list-style-type: none"> ・年金支払開始日前に被保険者がお亡くなりになった場合、払込保険料ごとに、お亡くなりになった日における基本保険金額(払込保険料ごとに定まるそれぞれの部分)、積立金額または解約払戻金額のいずれか大きい額を判定し、それらの合計額を死亡保険金受取人にお支払いします。 ・お亡くなりになった日が一時払保険料に対する責任開始日から特別勘定繰入日前である場合、死亡保険金額はお亡くなりになった日における基本保険金額とします。また、お亡くなりになった日が定期払込保険料ごとの責任開始日から特別勘定への繰入日前である場合、その定期払込保険料の部分の死亡保険金額は、円建払込金額と同額とします。
死亡一時金	年金支払開始日以後	<ul style="list-style-type: none"> ・年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、残存年金支払期間中の未払年金の現価相当額を一括して年金受取人にお支払いします。 ・年金受取人から請求があった場合は、死亡一時金に代えて残存年金支払期間中、継続して年金をお支払いします。

※死亡保険金・死亡一時金をお支払いした場合には、ご契約は消滅します。



- ・死亡保険金等をお支払いできない場合についてくわしくは注意喚起情報のP37「3 死亡保険金等をお支払いできない場合について」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- ・指定通貨以外の外国通貨で死亡保険金等をお支払いすることはできません。

5 保険料円入金特則について

- 「基本保険金額の規則的増額特約」付の契約において、指定通貨建ての一時払保険料および定期払込保険料に代えて円建ての一定額(円建払込金額)をお払い込みいただく特則で、この保険にはあらかじめ付加されています。
- 一時払保険料および定期払込保険料はすべて円によりお払い込みいただけます。
- 指定通貨建ての一時払保険料および定期払込保険料は、円建払込金額をそれぞれの換算基準日の為替レートにより指定通貨に換算した金額になります。

6 付加できる特約について

指定代理請求特約

- 年金受取人が年金または死亡一時金を請求できない場合、あらかじめ指定された指定代理請求人が年金受取人の代理人として、クレディ・アグリコル生命の承諾を得て年金または死亡一時金を請求することができます。

円支払特約(12)*

- 指定通貨建ての解約払戻金、年金、死亡保険金等を円でお支払いすることができます。
- この特約による円建ての年金のお支払いは、年金支払開始時に一括で円に交換した年金原資をもとに行います。そのため第1回の年金支払の際にこの特約を付加した場合にのみお取り扱いします。
- この特約を付加した場合には、以降、指定通貨建てでのお支払いはできません。

※年金支払開始日の基礎率等(予定利率等)によっては、支払われるべき年金の合計額が年金原資額に満たないことがあります。その場合、円による年金のお支払いをお取り扱いできません。

年金円支払特約*

- 指定通貨建ての年金を各年の年金支払時に円に交換してお支払いすることができます。

* お取り扱い内容は、将来変更されることがあります。

<クレディ・アグリコル生命所定の為替レート>

- 各特約および特則のクレディ・アグリコル生命所定の為替レートは次のとおりです。

特約・特則	換算基準日	クレディ・アグリコル生命所定の為替レート
保険料円入金特則	一時払保険料：受領日* ¹ 定期払込保険料：定期払込保険料ごとの増額日* ²	TTM+50銭
円支払特約(12)	<ul style="list-style-type: none"> ・解約払戻金：解約日 ・死亡保険金、死亡一時金：請求書類をクレディ・アグリコル生命が受け付けた日*³ ・年金、年金の一括支払の支払額：年金支払開始日または請求書類をクレディ・アグリコル生命が受け付けた日*³のいずれか遅い日 	米ドル：TTM-1銭 豪ドル：TTM-3銭
年金円支払特約	年金支払日または請求書類をクレディ・アグリコル生命が受け付けた日* ³ のいずれか遅い日	

*1 クレディ・アグリコル生命がお払い込みいただいた一時払保険料相当額を受け取った日。

*2 クレディ・アグリコル生命が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その直前の営業日の為替レートを適用します。(ただし、その場合でも、指定通貨の定期払込保険料への換算基準日は増額日とします。)

*3 書類に不備がある場合は完備した日。

※上記の為替レートは、2020年1月末現在のものであり、将来変更されることがあります。

※TTM(対顧客電信相場仲値)は、クレディ・アグリコル生命が指標として指定する金融機関が公示する値を使用します。

7 積立金と積立利率について

・積立金について

■ この保険は、払込保険料ごとに積立金を定額部分と変額部分の2つの部分に分けて運用を行います。定額部分、変額部分それぞれの当初積立金額については、払込保険料ごとに、次の算式により計算される金額とします。

● 定額部分について

クレディ・アグリコル生命が保険料を受け取った日における積立利率により増加し、運用期間満了時における積立金額が、基本保険金額(払込保険料ごとに定まるそれぞれの部分)と同額になるようにご契約時および増額時に定まる部分をいいます。

<払込保険料ごとの定額部分の当初積立金額の計算方法>

※次の算式の「基本保険金額」、「積立利率」および「運用期間(年数)」は、払込保険料ごとに定まるものが適用されます。

$$\text{払込保険料ごとの定額部分の当初積立金額} = \text{基本保険金額} \times \frac{1}{(1 + \text{積立利率})^{\text{運用期間(年数)}}$$

● 変額部分について

特別勘定で運用し、積立金額がその特別勘定の運用実績により増減する部分をいいます。

<払込保険料ごとの変額部分の当初積立金額の計算方法>

※次の算式の「基本保険金額」および「定額部分の当初積立金額」は、払込保険料ごとに定まるものが適用されます。

$$\text{払込保険料ごとの変額部分の当初積立金額} = \text{基本保険金額} - \text{定額部分の当初積立金額}$$

※一時払保険料に対する積立金額の増減率については、クレディ・アグリコル生命 Web サイト(<https://www.ca-life.jp/>)でご確認いただけます。

・積立利率について

■ 積立利率は、毎月1回(1日)、次の計算方法により決定します。

$$\text{積立利率} = \text{基準指標金利} + (-1.0\% \sim +1.0\%) - \text{保険関係費率}^{*1}$$

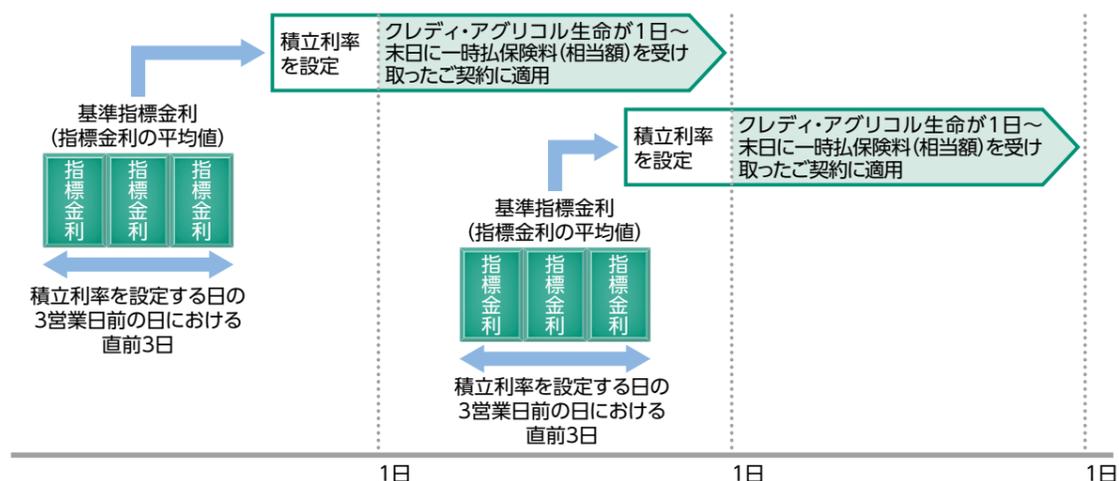
*1 「保険関係費率」とは、ご契約の締結・増額および維持等に必要となる費用ならびに死亡保険金を指定通貨建てで最低保証するために必要な費用等の率のことをいいます。

■ 積立利率とは、**定額部分の積立金に適用する利率**のことで、指定通貨および払込保険料ごとの運用期間に応じてクレディ・アグリコル生命が定める基準指標金利に基づき設定します。

■ **積立利率は、保険料全体に適用されるものではありません。**

■ 基準指標金利とは、指定通貨および払込保険料ごとの運用期間に応じた指標金利*2のクレディ・アグリコル生命が積立利率を設定する日の3営業日前の日における直前3日(クレディ・アグリコル生命が指標金利を取得する3日に限ります。)における平均値のことをいいます。

<積立利率の設定と適用の流れ(一時払保険料の例)>



※定期払込保険料に対する定額部分の積立金に適用される積立利率も同様に設定されます。

■ 契約日および定期払込保険料ごとの増額日から運用期間満了までの期間中、定額部分の積立金に適用される積立利率は、一時払保険料についてはクレディ・アグリコル生命が一時払保険料を受け取った日の、定期払込保険料については定期払込保険料ごとの増額日の前月の積立利率となります。

*2 指標金利について詳しくはP28「指標金利の計算方法」をご覧ください。

※積立金と積立利率について詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。また、最新の「積立利率」および「基準指標金利」については、クレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンター(フリーダイヤル0120-60-1221)にお問い合わせいただくか、Webサイト(<https://www.ca-life.jp/>)でご確認いただけます。



・定期払込保険料ごとの定額部分の積立金に適用される積立利率は、ご契約時には確定していません。定期払込保険料ごとの定額部分の積立金に適用される積立利率は、定期払込保険料ごとの増額日の前月の積立利率となります。

ご参考 <過去の基準指標金利の推移と指標金利の計算方法>

●過去の基準指標金利と米国債利回り・オーストラリア国債利回りの推移(データ期間:2009年3月~2019年12月)

【指定通貨が米ドルの場合】



【指定通貨が豪ドルの場合】



※基準指標金利:データ期間中の毎月1日に、積立利率を設定したものと仮定して、「基本保険金額の規制的増額特約付年金原資確定部分付変額個人年金保険(通貨指定型)」の基準指標金利の算出方法により算出。
 ※米国債利回り・オーストラリア国債利回り:Bloombergのデータをもとに、クレディ・アグリコル生命が作成。
 ※オーストラリア国債利回り(20年)については、表示のデータ期間のうち、データが存在する時点より表示しています。

●指標金利の計算方法

・指標金利は、払込保険料ごとの運用期間に応じた、日本国債利回りおよびフランス国債利回りを指定通貨建てに換算したものの平均値(下記の利回りAおよびBの平均(=(A+B)÷2))となります。この場合、該当する期間がないときは線形補間により算出するものとします。

【指定通貨が米ドルの場合】

A:日本国債利回り(米ドル換算)=

- ①+②-③+④
- ① 日本国債流通利回りと円金利スワップレート(固定払い)との差
- ② 円LIBOR6か月と円LIBOR3か月のベーススワップスプレッド
- ③ 米ドル円の通貨ベーススワップスプレッド
- ④ 米ドル金利スワップレート(固定受け)

B:フランス国債利回り(米ドル換算)=

- ①'+②'-③'+④'
- ①' フランス国債流通利回りとユーロ金利スワップレート(固定払い)との差
- ②' EURIBOR6か月とEURIBOR3か月のベーススワップスプレッド
- ③' ユーロ米ドルの通貨ベーススワップスプレッド
- ④' 米ドル金利スワップレート(固定受け)

【指定通貨が豪ドルの場合】

A:日本国債利回り(豪ドル換算)=

- ①+②-③+④-⑤+⑥
- ① 日本国債流通利回りと円金利スワップレート(固定払い)との差
- ② 円LIBOR6か月と円LIBOR3か月のベーススワップスプレッド
- ③ 米ドル円の通貨ベーススワップスプレッド
- ④ 豪ドル米ドルの通貨ベーススワップスプレッド
- ⑤ 豪銀行間6か月と豪銀行間3か月のベーススワップスプレッド
- ⑥ 豪ドル金利スワップレート(固定受け)

B:フランス国債利回り(豪ドル換算)=

- ①'+②'-③'+④'-⑤'+⑥'
- ①' フランス国債流通利回りとユーロ金利スワップレート(固定払い)との差
- ②' EURIBOR6か月とEURIBOR3か月のベーススワップスプレッド
- ③' ユーロ米ドルの通貨ベーススワップスプレッド
- ④' 豪ドル米ドルの通貨ベーススワップスプレッド
- ⑤' 豪銀行間6か月と豪銀行間3か月のベーススワップスプレッド
- ⑥' 豪ドル金利スワップレート(固定受け)



注意

・上記の基準指標金利は、過去データに基づいた数値であり、将来の基準指標金利を示唆または保証するものではありません。また、将来の基準指標金利と米国債利回り・オーストラリア国債利回りの相互の関係を示唆または保証するものではなく、基準指標金利と米国債利回り・オーストラリア国債利回りが逆転する可能性もあります。

・上記の基準指標金利および米国債利回り・オーストラリア国債利回りは、それぞれ運用期間20年、15年および11年の数値を示しています。運用期間が相違した場合や同一の期間であったとしてもその参照時期等によっては基準指標金利と米国債利回り・オーストラリア国債利回りが逆転する可能性もあります。

・上記の指標金利を積立利率の計算に用いることが適切でなくなったとクレディ・アグリコル生命が認めた場合(将来の運用情勢の変化により指標金利が算出されなくなったとき、フランスのユーロ離脱等により、当初意図したクレディ・アグリコル生命の運用内容に応じた金利水準と乖離する可能性が生じたとき等)には、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、クレディ・アグリコル生命は、指標金利を変更する日の2か月前までに契約者にその旨を通知します。

8 解約払戻金について

・解約について

- 年金支払開始日前であれば、いつでも解約することができます。解約した場合には、解約払戻金をお支払いし、ご契約は消滅します。
- 解約に必要な書類をクレディ・アグリコル生命が受け付けた日^{*1}の翌営業日を解約日とし、解約日の翌日から解約の効力が生じます。
- *1 書類に不備がある場合は完備した日。
- この保険では、一部解約のお取り扱いはありません。

・解約払戻金額について

- 解約払戻金額は、払込保険料ごとに、解約日末における定額部分の積立金額および変額部分の積立金額に基づき、次の算式で計算した金額の合計額となります。(次の算式の「定額部分の積立金額」、「市場価格調整率」、「変額部分の積立金額」および「解約控除の額」は、払込保険料ごとに定まるものが適用されます。)

$$\text{払込保険料ごとの解約払戻金額} = \left(\text{定額部分の積立金額} \times \text{市場価格調整率} \right) + \text{変額部分の積立金額} - \text{解約控除の額}$$

※「定額部分の積立金額×市場価格調整率」の算式によって計算される金額は、年金支払開始日の前日における定額部分の積立金額を上回ることはありません。

- 解約日が一時払保険料に対する責任開始日から特別勘定繰入日前の場合は、解約払戻金額は基本保険金額と同額となります。また、解約日が定期払込保険料ごとの責任開始日から特別勘定への繰入日前の場合は、その定期払込保険料の部分の解約払戻金額は、円建払込金額と同額となります。

・市場価格調整について(定額部分の積立金額に適用)

- 市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産(債券等)の価値の変動を解約払戻金額に反映させるために定額部分の積立金額に適用する手法のことをいいます。このため、解約の際の市場金利に応じて定額部分の価値が変動し、解約払戻金額が増減します。
- 市場価格調整率は、払込保険料ごとに、次の算式により計算されます。(次の算式の「定額部分に適用されている積立利率の基準指標金利」は、払込保険料ごとに定まるものが適用されます。)

$$\text{払込保険料ごとの市場価格調整率} = \frac{1 + \left(\text{定額部分に適用されている積立利率の基準指標金利} \right)^{\frac{\text{残存月数}^*3}{12}}}{1 + \left(\text{解約日に適用される調整用基準指標金利}^*2 + 0.5\% \right)}$$

*2 解約日を保険料を受け取った日とみなして、その契約と同一の指定通貨で、その契約の残存年数^{*4}を運用期間とした新たな保険契約を締結する場合に、設定される積立利率に適用される基準指標金利のことです。(死亡保険金額を判定する際は死亡日に適用される調整用基準指標金利とします。また、調整用基準指標金利は、その契約の払込保険料ごとの部分すべてについて、同じ率となります。)

*3 残存月数は、解約日からその日を含めて、年金支払開始日の前日までの月数とし、1か月未満の端数日は切り上げます。
 *4 残存年数は、解約日からその日を含めて、年金支払開始日の前日までの年数とし、1年未満の端数日は切り上げます。
 ※市場価格調整率の計算にあたっては、「基準指標金利」を用います(「積立利率」ではありません)。「解約日に適用される調整用基準指標金利」が、「定額部分に適用されている積立利率の基準指標金利」よりも上昇または0.5%未満の低下の場合、定額部分の積立金額に市場価格調整率を適用した金額はその時点の定額部分の積立金額よりも減少します。逆に、0.5%超低下した場合には、その時点の定額部分の積立金額よりも増加します(0.5%の低下の場合は、その時点の定額部分の積立金額と同額となります)。

※基準指標金利について詳しくはP25「積立金と積立利率について」をご覧ください。また、最新の「調整用基準指標金利」については、クレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンター(フリーダイヤル 0120-60-1221)にお問い合わせいただくか、Webサイト(<https://www.ca-life.jp/>)でご確認いただけます。

・解約控除について

- 解約日が契約日および定期払込保険料ごとの増額日から10年未満となる場合、解約控除がかかります。
- 解約控除の額は、払込保険料ごとに、次の算式により計算されます。(計算に際しては、基本保険金額および解約控除率は、払込保険料ごとに定まるものが適用されます。)

$$\text{払込保険料ごとの解約控除の額} = \text{基本保険金額} \times \text{解約控除率}$$

<払込保険料ごとの解約控除率>

契約日および定期払込保険料ごとの増額日からの経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満
解約控除率	8.0%	7.2%	6.4%	5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%

※解約払戻金について詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。また、最新の「調整用基準指標金利」については、クレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンター(フリーダイヤル0120-60-1221)にお問い合わせいただくか、Webサイト(<https://www.ca-life.jp/>)でご確認いただけます。



○解約する場合におけるリスクについて

・この保険の定額部分は、市場金利の変動に応じた運用資産(債券等)の価値の変動を解約払戻金額に反映させます(市場価格調整)。この保険の解約払戻金額は、定額部分の積立金額に市場価格調整を適用して計算される金額と、特別勘定の運用実績に基づき増減する変額部分の積立金額との合計額から解約控除の額を差し引いた金額となります。そのため、解約払戻金額が払込保険料累計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクは契約者等に帰属しますのでご注意ください。

・「解約日に適用される調整用基準指標金利」の変動および解約控除を反映した払込保険料ごとの解約払戻金額の計算例については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

○お取り扱いにおけるご注意

- ・指定通貨以外の外国通貨で解約払戻金をお支払いすることはできません。
- ・この保険では、一部解約のお取り扱いはありません。

9 変額部分における特別勘定について

この保険の変額部分における特別勘定の種類と運用方針は以下のとおりです。ただし、クレディ・アグリコル生命の判断により今後、特別勘定の変更等を行うことがあります。なお、各特別勘定について詳しくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

指定通貨	米ドル	豪ドル
特別勘定の名称	世界分散型SMTB(米ドル)	世界分散型SMTB(豪ドル)
主な投資対象	ラップ戦略連動債券CⅡ (適格機関投資家専用)	ラップ戦略連動債券C (適格機関投資家専用)
	発行体:BNPパリバ・イシュアンスB.V.*	
	取引相手先:BNPパリバ・アービトラージSNC*	
運用方針	日本を含む世界の債券、株式、不動産、商品、為替取引など、複数の構成要素へ投資配分を行なうポートフォリオのリターンとして算出される参照指数に連動する債券に主に投資し、中長期的な特別勘定資産の成長を目指します。	

*主な投資対象の債券の発行体、取引相手先等について詳しくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

変額部分の主な投資リスクは次のとおりですが、この他にも投資リスクがあります。詳しくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

価格変動リスク	実質的に株価指数先物、債券先物、リート指数、商品指数等を投資対象とするため、関連する市場の価格変動により指数連動債価格が下落し、変額部分の積立金額が減少する可能性があります。
金利変動リスク	一般的に金利が上昇した場合には債券の価格は下落します。実質的に債券先物を投資対象とするため、金利が上昇することにより指数連動債価格が下落し、変額部分の積立金額が減少する可能性があります。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により、指数連動債価格が下落し、変額部分の積立金額が減少する可能性があります。
信用リスク	指数連動債券の発行体、取引相手先等の経営状態や信用状態等が悪化することにより指数連動債価格が下落し、変額部分の積立金額が減少する可能性があります。
カントリーリスク	発行体や取引所が属する国の政治・経済・社会情勢等の変化により指数連動債価格が下落し、変額部分の積立金額が減少する可能性があります。

・特別勘定への繰入日について

- 一時払保険料に対する変額部分の当初積立金額は、契約日(責任開始日の翌月1日)からその日を含めて8日目またはクレディ・アグリコル生命がご契約の申込を承諾した日のいずれか遅い日の日末に特別勘定に繰り入れられ、その翌日から特別勘定による運用が開始されます。
- 定期払込保険料に対する変額部分の当初積立金額は、増額日(年単位の契約応当日(1日))の日末に特別勘定に繰り入れられ、その翌日から特別勘定による運用が開始されます。

・特別勘定資産の評価方法について

特別勘定資産の評価は毎日行われ、その結果が変額部分の積立金額に反映されます。特別勘定資産の評価方法は次のとおりです。ただし、この評価方法は将来変更されることがあります。

- 有価証券は時価評価します。
- (1)以外の資産は原価法によって評価します。
- デリバティブ取引により生じる正味の債権や債務は時価評価し、評価損益を計上します。

10 配当金について

この保険には、配当金はありません。

11 諸費用について

この保険にかかる諸費用については、注意喚起情報のP33「ご負担いただく諸費用について」をご覧ください。

12 契約時の引受条件について

項目	条件
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)	0歳～65歳 ※契約日は、クレディ・アグリコル生命が一時払保険料を受け取った日(一時払保険料に対する責任開始日)の翌月1日となります。申込時に上記の上限年齢であっても、契約日時時点で上限年齢を超える場合はお取り扱いできませんのでご注意ください。
被保険者	契約者またはその配偶者もしくは2親等内の血族
年金受取人	契約者または被保険者
死亡保険金受取人	被保険者の配偶者または3親等内の親族
指定代理請求人	年金受取人の戸籍上の配偶者・直系血族・3親等内の親族の中から1名
後継年金受取人	被保険者本人または被保険者の配偶者もしくは3親等内の親族の中から1名
指定通貨	米ドルまたは豪ドル
円建払込金額 (保険料円入金特則)	50万円以上、5億円* ¹ を保険料の払込回数で除した金額* ² 以下(1万円単位)
保険料の払込方法	一時払保険料:クレディ・アグリコル生命指定口座への送金 定期払込保険料:クレディ・アグリコル生命の指定する提携金融機関の範囲内で契約者の指定する口座からの振替
運用期間* ³ (増額回数)	15年(4回)または20年(9回)
基本保険金額の任意増額* ⁴ ／一部解約	お取り扱いしません
契約者貸付	お取り扱いしません

*1 クレディ・アグリコル生命の定める個人年金保険のご契約については、同一被保険者あたりの基本保険金額(外国通貨建ての保険についてはクレディ・アグリコル生命所定の方法で円換算します。)を通算して5億円がお取り扱いの限度となります。

*2 払込回数が5回の場合は1億円、10回の場合は5,000万円となります。

*3 定期払込保険料に対する部分については、定期払込保険料ごとの増額日から年金支払開始日の前日までの期間となります。

*4 規則的増額とは別に任意の金額を払い込むことによって基本保険金額を増額することをいいます。

注意喚起情報

- 「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきました
- 「注意喚起情報」の他、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に

い事項を記載しています。契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
 関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

ご負担いただく諸費用について

この保険にかかる費用は、「保険関係費用」「運用関係費用」「年金管理費用」となります。また、「解約控除」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」がかかることがあります。

※この保険には、ご契約時に必要な費用(契約初期費用)はありません。

●運用期間中に必要な費用

①定額部分における費用

項目	費用およびご負担いただく時期
保険関係費用 ご契約の締結・増額および維持等に必要な費用ならびに死亡保険金を指定通貨建てで最低保証するために必要な費用等です。	積立利率を定める際に、あらかじめ保険関係費率を控除しております。積立利率は、基準指標金利に最大1.0%を増減させた範囲内でクレディ・アグリコル生命が定めた利率から、保険関係費率を差し引いた利率とします。保険関係費率は、契約日、増額日、運用期間および指定通貨等によって異なることがあるため、一律には記載できません。

②変額部分における費用

項目	費用	ご負担いただく時期
保険関係費用 ご契約の締結・増額および維持等に必要な費用ならびに死亡保険金を指定通貨建てで最低保証するために必要な費用等です。	変額部分の積立金額に対して 年率1.85%	左記の年率を乗じた金額の1/365を、変額部分の積立金額から毎日控除します。
運用関係費用 特別勘定の運用にかかる費用です。	指数連動債券の純資産総額に対して、 年率0.2% が管理費用として控除されます。 お客さまが間接的に負担する費用として、指数助言報酬、実質的な借入れに伴う費用、計算・公表に伴う費用の合計値として、 指数連動債券の純資産総額を最大約4倍にふやした実質運用資産に対して年率1.86%以内が指数連動債券の参照指数のリターンから控除して算出されます。 上記以外にも、参照指数の各構成要素に配分する際に必要となる取引費用(実質的に金融派生商品等を売買・保有することに伴う費用)が生じますが、運用環境等により変動することから、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難であり、表示することができません。	

●年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	費用	ご負担いただく時期
年金管理費用 年金のお支払いや管理等に 必要な費用です。	支払年金額に対して 1%	左記の割合を乗じた金額を、年1回の年金支払日に控除します。

※「年金管理費用」は年金支払開始日に定まり、年金支払期間を通じて適用されます。なお、上記費用は、2020年1月末現在のものであり、将来変更されることがあります。

※年金原資を一括でお支払いする場合、「年金管理費用」はかかりません。

●解約に必要な費用

■解約日が契約日および定期払込保険料ごとの増額日から10年未満となる場合、解約控除がかかります。

項目	費用	ご負担いただく時期
解約控除 解約に必要な費用です。	基本保険金額 ^{*1} に 経過年数に応じた下表の 解約控除率を乗じた金額	解約日に控除します。
契約日および 定期払込保険料 ごとの増額日 からの経過年数	1年 未 満 1年 以上 2年 未 満 2年 以上 3年 未 満 3年 以上 4年 未 満 4年 以上 5年 未 満 5年 以上 6年 未 満 6年 以上 7年 未 満 7年 以上 8年 未 満 8年 以上 9年 未 満 9年 以上 10年 未 満	
解約控除率	8.0% 7.2% 6.4% 5.6% 4.8% 4.0% 3.2% 2.4% 1.6% 0.8%	

*1 払込保険料ごとに定まるそれぞれの部分

※解約払戻金について詳しくは契約概要のP29「8 解約払戻金について」をご覧ください。

●外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

■年金等の受取人が年金等を外国通貨でお受け取りになる際には手数料をご負担いただく場合があります。(手数料は取扱金融機関によって異なります。くわしくは取扱金融機関にご確認ください。)

■次の場合、下表のクレディ・アグリコル生命所定の為替レートと通貨ごとのTTM(対顧客電信相場仲値)^{*2}の差額を、為替手数料としてご負担いただきます。

*2 TTM(対顧客電信相場仲値)は、クレディ・アグリコル生命が指標として指定する金融機関が公示する値を使用します。

- ・「保険料円入金特則」により一時払保険料および定期払込保険料を円でお払い込みいただく場合
- ・「円支払特約(12)」を付加し、死亡保険金等を円でお支払いする場合
- ・「年金円支払特約」を付加し、年金を円でお支払いする場合

クレディ・アグリコル生命所定の為替レート

・「保険料円入金特則」の為替レート	一時払保険料：受領日 ^{*3} のTTM + 50銭 定期払込保険料：増額日 ^{*4} のTTM + 50銭
・「円支払特約(12)」の為替レート	米ドル：換算基準日 ^{*5} のTTM - 1銭 豪ドル：換算基準日 ^{*5} のTTM - 3銭
・「年金円支払特約」の為替レート	

*3 受領日とは、お払い込みいただいた一時払保険料相当額をクレディ・アグリコル生命が受け取った日のことです。

*4 クレディ・アグリコル生命が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その直前の営業日の為替レートを適用します。(ただし、その場合でも、指定通貨の定期払込保険料への換算基準日は増額日とします。)

*5 換算基準日についてくわしくは契約概要のP24「クレディ・アグリコル生命所定の為替レート」をご覧ください。

※上記費用は、2020年1月末現在のものであり、将来変更されることがあります。

1 クーリング・オフ(お申し込みの撤回またはご契約の解除)制度について

- この保険は、クーリング・オフ制度の適用対象となります。
- 申込者または契約者は、ご契約の申込日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりクーリング・オフをすることができます。この場合、クレディ・アグリコル生命は**お払い込みいただいた通貨でお払い込みいただいた金額(円建払込金額)を全額お返しします。**
- クーリング・オフは、書面の発信時(郵便消印日付)に効力を生じますので、上記の期間内(8日以内の消印有効)に書面によりクレディ・アグリコル生命あてにお申し出ください。
- 基本保険金額の規則的増額による増額部分については、クーリング・オフの対象ではありません。
- 書面には次の事項をご記入ください。なお、**電話やファックスでのお申し出はできません。また、個人情報保護のため、必ず封書でご郵送ください。**

【記載事項】	【記入例】
① 書面送付先	① クレディ・アグリコル生命保険株式会社 行
② 保険契約者(申込者)氏名(自署)	② 垂久里 太郎
③ 保険契約者(申込者)フリガナ	③ アグリ タロウ
④ 生年月日	④ 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
⑤ 住所	⑤ 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇〇-〇〇
⑥ 電話番号	⑥ 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑦ 申込番号	⑦ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
⑧ 申込日	⑧ 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
⑨ 一時払保険料の金額	⑨ 1,000,000円
⑩ 募集代理店	⑩ 〇〇〇〇〇銀行
⑪ クーリング・オフする旨の意思表示	⑪ クーリング・オフを行います。
⑫ 保険契約者(申込者)ご本人名義の返金先銀行口座	⑫ 〇〇銀行〇〇支店 (普通預金) 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇 口座名義 垂久里 太郎

【書面送付先】
〒105-0021 東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル
クレディ・アグリコル生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター

※クーリング・オフの書面の投函と行き違いに保険証券が到着した場合は、クーリング・オフ手続完了のご案内に同封の返信用封筒で保険証券をご返送ください。
※クーリング・オフに関するお問い合わせは、クレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンター(フリーダイヤル0120-60-1221)までご連絡ください。

2 責任開始期・生命保険募集人の権限について

- クレディ・アグリコル生命が、お申し込みいただいたご契約をお引き受けすると承諾した場合には、一時払保険料相当額をクレディ・アグリコル生命が受け取った時(責任開始日)から、責任を開始します。なお、この保険の契約日は、責任開始日の翌月1日となります。
- 基本保険金額の規則的増額による増額部分については、定期払込保険料相当額をクレディ・アグリコル生命が受け取った時(定期払込保険料ごとの責任開始日)から、責任を開始します。なお、増額日は、年単位の契約応当日(1日)となります。
- 生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。募集代理店の担当者(生命保険募集人)はお客さまとクレディ・アグリコル生命の保険契約締結の媒介を行うものであり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、ご契約はお客さまからのお申し込みに対してクレディ・アグリコル生命が承諾したときに有効に成立します。

この保険のリスクについて

変額部分における投資リスクについて

- この保険の変額部分は、特別勘定で運用されます。特別勘定は、国内外の株式、債券、リート、商品等を実質的に投資対象とするため、運用実績が積立金額、解約払戻金額、死亡保険金額、年金原資額の増減につながります。特別勘定における資産運用には、**価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カントリーリスク等のリスクがあり、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額、解約払戻金額が払込保険料累計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**これらのリスクは契約者等に帰属しますのでご注意ください。

<主な投資リスク>

価格変動リスク	実質的に株価指数先物、債券先物、リート指数、商品指数等を投資対象とするため、関連する市場の価格変動により指数連動債価格が下落し、変額部分の積立金額が減少する可能性があります。
金利変動リスク	一般的に金利が上昇した場合には債券の価格は下落します。実質的に債券先物を投資対象とするため、金利が上昇することにより指数連動債価格が下落し、変額部分の積立金額が減少する可能性があります。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により、指数連動債価格が下落し、変額部分の積立金額が減少する可能性があります。
信用リスク	指数連動債券の発行体、取引相手先等の経営状態や信用状態等が悪化することにより指数連動債価格が下落し、変額部分の積立金額が減少する可能性があります。
カントリーリスク	発行体や取引所が属する国の政治・経済・社会情勢等の変化により指数連動債価格が下落し、変額部分の積立金額が減少する可能性があります。

解約する場合におけるリスクについて

- この保険の定額部分は、市場金利の変動に応じた運用資産(債券等)の価値の変動を解約払戻金額に反映させます(市場価格調整)。この保険の解約払戻金額は、定額部分の積立金額に市場価格調整を適用して計算される金額と、特別勘定の運用実績に基づき増減する変額部分の積立金額との合計額から解約控除の額を差し引いた金額となります。そのため、**解約払戻金額が払込保険料累計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**これらのリスクは契約者等に帰属しますのでご注意ください。

為替リスクについて

- この保険は、外国通貨建てで運用するため為替相場の変動による影響を受けます。そのため、**解約払戻金、年金、死亡保険金等をお支払時の為替レートで円換算した金額が、保険料をお払い込みいただいた時の為替レートで円換算した解約払戻金、年金、死亡保険金等の金額を下回る場合や、円建払込金額の累計額を下回り損失が生じるおそれがあります。**これらのリスクは契約者等に帰属しますのでご注意ください。

※為替リスクの例(豪ドルの場合)

外貨購入時		外貨売却時	
10万豪ドル		10万豪ドル	
1豪ドル=100円	1,000万円	1豪ドル=110円	1,100万円
		1豪ドル=90円	900万円

3 死亡保険金等をお支払いできない場合について

• 次のような場合には死亡保険金等をお支払いできないことがあります。

- 責任開始日*からその日を含めて2年以内の被保険者の自殺や、死亡保険金受取人または契約者の故意により被保険者を死亡させた場合
- 死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または死亡保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等重大事由によりご契約が解除された場合
- 詐欺によりご契約が取り消しになった場合や、死亡保険金の不法取得目的によりご契約が無効になった場合
- 被保険者が、戦争その他の変乱により死亡した場合

*基本保険金額の規則的増額による増額部分については、定期払込保険料ごとの責任開始日。

• 死亡保険金を削減してお支払いすることがあります。

- 戦争その他の変乱により死亡した場合でも、その原因により死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、その影響の程度に応じ、死亡保険金を全額または削減してお支払いします。

4 解約払戻金について

- 解約払戻金について詳しくは、契約概要のP29「8 解約払戻金について」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

5 生命保険会社が経営破たんに陥った場合等について

- クレディ・アグリコル生命の業務または財産の状況の変化により、年金額、解約払戻金額、死亡保険金額等が削減されることがあります。
- クレディ・アグリコル生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破たんに陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、年金額、解約払戻金額、死亡保険金額等が削減されることがあります。

6 新たな保険契約への乗り換えについて

- 現在ご契約されている他の保険契約の解約・一部解約(減額)を前提に、新たな保険契約を申し込まれる場合には、多くの場合、解約払戻金額は払込保険料総額より少ない金額となります。その他、現在のご契約の配当請求権が消滅したり、新たにお申し込みのご契約がお引き受けできない場合がある等、お客さまに不利益となることがあります。

7 借入を前提としたご契約について

- 保険料を借入で調達した場合、解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。したがって、保険料に充当するための借入を前提としたご契約はお引き受けしておりません。

8 年金・死亡保険金等のお支払いに関する手続等の留意事項

- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにクレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンターにご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、年金・死亡保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合について詳しくは「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、あわせてご覧ください。
- 国際制裁先に関する対応として、死亡保険金等をお支払いできない場合等があります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。
- クレディ・アグリコル生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずクレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンターにご連絡ください。



カスタマー
サービスセンター

0120-60-1221

受付時間：
月～金曜日 9:00～17:00
(祝休日・年末年始の休日を除く)

9 税金のお取り扱いについて

・外国通貨建て保険のお取り扱いについて

■この保険の税制上のお取り扱いについては日本国内で販売されている円建ての生命保険と同様となります。この場合、下記の為替レートで外国通貨を円に換算したうえで円建ての生命保険と同様に取扱われます。

対象		円換算日	換算時の為替レート
年金	所得税の対象となるもの	年金支払日	TTM(対顧客電信相場仲値)
	相続税・贈与税の対象となる年金受給権	年金受給権確定日	TTB(対顧客電信買相場)
解約払戻金	所得税の対象となるもの	解約日	TTM(対顧客電信相場仲値)
死亡保険金	所得税の対象となるもの	支払事由発生日	TTM(対顧客電信相場仲値)
	相続税・贈与税の対象となるもの		TTB(対顧客電信買相場)

※一時払保険料および定期払込保険料は、「保険料円入金特則」により円でお払い込みいただいた金額が基準となります。

※「円支払特約(12)」または「年金円支払特約」を付加した場合で、クレディ・アグリコル生命が、年金、解約払戻金、死亡保険金等を円でお支払いしたときは、そのお支払いした金額が基準となります。

・生命保険料控除

■お払い込みいただいた保険料は、一般の生命保険料控除の対象となります。

※その年の生命保険の保険料総額に、一定の金額が課税所得より控除されます。この保険の場合、**ご契約および増額の年**(保険料をお払い込みいただいた年とは異なる場合があります。12月末までのお払い込みでも、契約日および増額日が翌年1月以降となるご契約は翌年の申告となります。)のみ控除の対象となります。**なお、個人年金保険料控除の対象とはなりません。**

※年金受取人および死亡保険金受取人が契約者(保険料負担者)本人、配偶者またはその他の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)である場合に適用されます。

・解約の差益にかかる税金

年金種類	契約日および定期払込保険料ごとの増額日から5年以内の解約	契約日および定期払込保険料ごとの増額日から5年超の解約
確定年金	源泉分離課税 (所得税+住民税)	所得税(一時所得)+住民税

※5年以内または5年超の判断は払込保険料ごとに行います。

・年金にかかる税金

年金受取人	契約例			税金の種類
	契約者	被保険者	年金受取人	
契約者本人の場合	本人	本人	本人	所得税(雑所得)+住民税
	本人	配偶者	本人	
契約者以外の場合	本人	配偶者	配偶者	年金支払開始時:贈与税 年金受取時:所得税(雑所得)+住民税

※保険料負担者は契約者とします。

・年金支払開始日における年金の一括受取にかかる税金

年金受取人	税金の種類
契約者本人の場合	所得税(一時所得)+住民税
契約者以外の場合	年金支払開始時に年金受給権の権利評価額に対して、贈与税が課税されます。

※保険料負担者は契約者とします。

・死亡保険金にかかる税金

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	配偶者(または子)	子(または配偶者)	贈与税

※保険料負担者は契約者とします。



・2013年から2037年までの各年分の所得税にかかる基準所得税額には、復興特別所得税が課税されます。

・税務については、2020年1月末現在の税法・税務取り扱いに基づく一般的なものです。将来的に税制の改正等により計算方法・税率等が変更となり、実際のお取り扱いと記載内容が異なる場合がありますのでご注意ください。具体的な税務取り扱いについては、税理士等の専門家または所轄の税務署等にご確認ください。

10 生命保険に関する苦情・相談について

■生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、クレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンターまでご連絡いただきますようお願いいたします。

カスタマーサービスセンター ☎ 0120-60-1221
 受付時間: 月～金曜日 9:00～17:00 (祝休日・年末年始の休日を除く)

■この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

■(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス: <https://www.seiho.or.jp/>)

※「生命保険相談所」または全国各地の「連絡所」への連絡先については、上記ホームページアドレス、または、クレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンター(フリーダイヤル 0120-60-1221)でご照会ください。

■なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。